

資料

契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び
理事会規則（ローマII）案について

佐 野 寛

2003年7月22日、EUの欧州委員会（European Commission 以下、EU委員会または単に委員会という）は、「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則についての提案」（以下、規則案という）を採択した¹⁾。今回の提案は、1980年の「契約債務の準拠法に関する条約」（いわゆるローマ条約）を補足するものとして、かねてからその立法化が予定されていたものであるが、民事の分野における司法協力の促進を図るというEUの政策の一環として、EU成立後、急ピッチでその作成作業が進められていたものである。本規則案については、2002年5月3日に、「契約外債務の準拠法に関する理事会規則についての準備案」²⁾（以下、準備案という）が委員会から公表され、それに対する各界の意見を参考に、わずか1年余りで委員会の最終案がまとめられたことになる。もともと、契約外債務に関する統一国際私法の構想自体が発案されたのは、1960年代末にまで遡ることができるので、その意味では、本規則案がこのような形で採択されるまでには実に30年を超える日時を要したともいえよう。この間に、ヨーロッパ各国では、不法行為を中心とした契約外債務の準拠法に関する国際私法規定が相次いで制定され³⁾、この分野に関する理論的な研究

1) Proposal for a regulation of the European Parliament and the Council on the law applicable to non-contractual obligations ("Rome II"), COM (2003) 427.

2) A preliminary draft proposal for a Council Regulation on the law applicable to non-contractual obligations. 準備案は、EUのウェブ・サイト上で公表され、インターネットを通じて広く意見照会が行われた。準備案については、現在(2004年10月30日)も、http://europa.eu.int/comm/justice_home/news/consulting_public/roma_ii/news_hearing_roma2_en.htmで英語版を閲覧することができる。なお、準備案については、あくまでも委員会の準備用文書という性格のためか、理由書などは公表されていない。

3) 比較的最近の立法としては、スイス国際私法（1987年）128条・132条以下、ルーマニア国際私法（1992年）104条以下、イタリア国際私法（1995年）61条以下、イギリス「国際私法（雑規定）に関する法律」（1995年）第3部、ドイツ民法施行法（1999年改正）38条以下、オランダ「不法行為の抵触法に関する法律」（2001年）などがある。

も大きく進展した⁴⁾。本規則案は、それら各国の立法および学説・判例の詳細な検討を基礎としており、この分野に関する国際私法規定の一つの到達点をなすといつてよいと思われる。

一方、ほぼ時を同じくして、わが国においても、2003年2月に、法務大臣から法制審議会に対して「国際私法の現代化」が諮問され、わが国の国際私法の主要な法源である「法例」の改正が本格的に始動することになった⁵⁾。周知のように、現行法例は、1989年に、婚姻・親子に関する規定を中心に法改正が行われたものの、契約・不法行為などの財産法に関する規定は、ほぼ制定当時のままととなっている。そのため、今回の改正では、とりわけそれらの分野の見直しが重要な課題となるものと思われる⁶⁾。その意味で、契約外債務の準拠法に関する本規則案は、今回の法例改正の検討作業においても参考にすべき点が少ないといえよう。そこで、以下では、規則案⁷⁾と規則案に付された詳細な理由書(Explanatory Memorandum)⁸⁾の翻訳を試みた。翻訳については、主として、英語の正文によっている。なお、本規則案の検討については、別稿を予定している。

〔付記〕 本稿は、2002年3月から2003年1月まで、文部科学省在外研究員として、マックスプランク外国私法・国際私法研究所（ドイツ連邦共和国）で行った「国際不法行為法の立法化に関する研究」の成果の一部である。

4) ヨーロッパ各国の国際不法行為法に関する最近の包括的な研究としては、たとえば、T. K. Graziano, *Gemeineuropäisches Internationales Privatrecht*, 2002 がある。

5) 平成15年2月5日付け諮問第61号「国際私法の現代化に関する諮問」

6) たとえば、座談会「『法例』——現状と課題、将来への展望」ジュリスト1143号4頁以下（1998年）参照。

7) 規則案の条文については、法例研究会『法例の見直しに関する諸問題(2)——不法行為・物権等の準拠法について——』別冊NBL（2003年）に一部が翻訳されている。

8) COM (2003) 427, pp. 2-29.

契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則

(ローマII) についての提案 (試訳)

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州共同体設立条約、及びとりわけその第61条c号を考慮し、

委員会からの提案を考慮し、

欧州経済社会評議会の意見を考慮し、

欧州共同体設立条約の第251条に定める手続に従い、

- (1) 欧州連合が、自由、安全及び司法を備えた一つの領域を創設するという目的を定めていること。そのために、委員会は、法及び管轄の抵触に関して構成国において適用される規則の一致を促進する措置を含め、域内市場が適切に機能するために必要な限りにおいて、国境を越えて影響を及ぼす民事における司法協力に関する措置を講じなければならないこと。
- (2) アムステルダム条約の関連する規定を効果的に実施するために、理事会（司法及び内政）が、1998年12月3日に、契約外債務の準拠法に関する法的文書の準備をアムステルダム条約の発効後2年以内に執られる措置の中を含めることを明記した行動計画を採択したこと⁽¹⁾。
- (3) 1999年10月15日及び16日のタンペレ欧州理事会⁽²⁾が、欧州法実施地域(European law-enforcement area)の設立における優先事項として判決の相互承認の原則を承認したこと。相互承認プログラムが⁽³⁾、抵触法規定の調和に関する措置が「この原則の実施を容易にするために実際に役立つ」措置であると述べていること。
- (4) 域内市場が適正に機能するためには、訴訟の結果の予測可能性、法的安定性及び裁判の自由な往来を進展させるために、構成国の抵触法の規定が、訴訟の提起される裁判所の所属する国の如何にかかわらず、同じ国内法を指定する必要があること。
- (5) この規則の適用範囲は、(欧州共同体)規則44/201⁽⁴⁾及び1980年のローマ条約⁽⁵⁾と一致するように決められなければならないこと。
- (6) 統一的規則がそれによって指定される法の如何にかかわらず適用される場合にのみ、共同体の訴訟当事者間における競争を歪める危険を回避できること。
- (7) 不法行為地法 (lex loci delicti commissi) の原則は、ほとんどすべての構成国において契約外債務の基本的な解決であるが、事件の構成要素が複数の国に分散している場合には、その原則の実際の適用は異なって処理されていること。こうした状況が、法的不安定を引き起こしていること。
- (8) 統一規則は、裁判所の判決の予測可能性を改善し、責任を問われている者と被害者の利益の間に合理的な均衡を保証するために役立たなければならないこと。直接的な損害が発生した国との連結（不法行為地法）は、損害を引き起こした者と被害者の利益の間

に公平な均衡をもたらし、また民事責任に対する現代的なアプローチ及び厳格責任制度の発展を反映していること。

- (9) 一般規定では関連する利益間に合理的な均衡をとることができない特別な不法行為については、特別規定が定められるべきこと。
- (10) 製造物責任に関しては、抵触規定は、現代の高度技術社会に内在する危険の公平な分散、消費者の健康の保護、技術革新の奨励、公正な競争の保障及び取引の促進という目的に合致しなければならないこと。被害者が常居所を有する地の法への連結は、予見可能性条項が加わることによって、これらの目的に関して均衡のとれた解決であること。
- (11) 不正競争については、抵触規定は、競業者、消費者及び一般公衆を保護し、かつ市場経済が適正に機能することを保証しなければならないこと。関連する市場の法への連結は、特定の状況では別の規則が適切な場合があるとしても、一般的にはこれらの目的を満たすこと。
- (12) 欧州連合の基本権憲章並びに人権及び基本的自由の保護のための欧州審議会条約を考慮して、抵触規定は、プライバシー及び人格に関する権利の侵害に関して合理的な均衡を図らなければならないこと。出版の自由に関して構成国で適用される基本原則の尊重は、特別な保護条項によって保障されなければならないこと。
- (13) 環境侵害に関しては、予防原則（precautionary principle）並びに防止策が講じられねばならないという原則、汚染源での是正措置優先の原則及び汚染者負担の原則に基づいた高度の保護が必要であると定める、欧州共同体設立条約の第174条が、被害者を特別に優遇する原則の使用を十分に正当化すること。
- (14) 知的財産権の侵害に関しては、一般に広く知られた保護国法（lex loci protectionis）の原則が維持されるべきこと。この規則において、知的財産権の語は、著作権、それと類似の権利（related rights）、データベースの保護のための独自の権利（sui generis right）及び工業所有権をいうこと。
- (15) 不当利得及び無権代理のように、損害が不法行為以外の行為によって引き起こされた場合についても、類似した規定が定められるべきこと。
- (16) 当事者の意思の自由を保護するために、当事者は、契約外債務の準拠法を決定することが許されるべきこと。その選択には一定の条件を課すことによって、弱者である当事者に保護が与えられるべきこと。
- (17) 公共の利益の考慮が、例外的な場合に、公の政策及び優越的な強行規定（overriding mandatory rules）に基づいた排除条項を適用する可能性を構成国の裁判所に与えることを是認すること。
- (18) 当事者間に合理的な均衡を図るという考慮は、たとえ契約外債務が他の法によって規律される場合であっても、侵害行為が行われた国で施行されている安全及び行動についての規定が斟酌されなければならないことを意味すること。
- (19) 共同体法における一貫性の考慮は、特定の事項における抵触規定、共同体に由来する

優越的な強行規定、共同体公序の例外規定及び域内市場に関する特別原則のような、条約又はこの規則以外の派生立法に関する文書に含まれる、準拠法に関連した、又はそれに影響を及ぼす規定を、この規則が妨げることのないよう要求していること。さらに、この規則は、域内市場の適正な機能、とりわけ物とサービスの自由な移動に対する障害を生み出すことを意図するものではなく、その適用もそのような障害とはならないこと。

(20) 構成国によって締結された国際約束の尊重は、この規則が、構成国が当事国となっている、特定の事項に関する条約に影響を及ぼすべきではないことを意味していること。規定の解釈をより容易にするために、委員会は、構成国が提供する情報に基づき、欧州連合公報 (Official Journal of the European Union) で、関連する条約のリストを公表する予定であること。

(21) 提案された行動の目的、すなわち強行的かつ直接に適用される共同体の法律文書によって決定された真に統一的な規定を必要とする裁判所の判決の予測可能性の改善は、統一的な共同体規定を定めることができない構成国によっては十分に達成され得ず、したがって、共同体全体にわたるその効果からみて、共同体レベルの方がより良く達成できるが故に、共同体は、共同体設立条約第5条に定められた補完性原則に従って、措置を講じることができること。同条に定められた比例性原則によれば、国内法の実質規定の調和を必要とすることなく法的安定性を増進させる規則は、その目的を達成するために必要な範囲を超えるものではないこと。

(22) [欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第3条に従って、これらの構成国が、この規則の採択及び適用に参加する意思を表明したこと。／欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第1条及び第2条に従って、これらの構成国は、この規則の採択に参加しておらず、したがって、この規則はそれらの構成国に対しては拘束力がないこと。]

(23) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属するデンマークの地位に関する議定書第1条及び第2条に従って、その構成国は、この規則の採択に参加しておらず、したがって、この規則はその構成国に対しては拘束力がないこと。

以上の事実を照らして、この規則を採択した。

第1章 適用範囲

第1条 事項的適用範囲

1. この規則は、法の抵触が問題となる場合における民事及び商事の契約外債務に適用される。

この規則は、租税、関税又は行政上の事項には適用されない。

2. 次の事項は、この規則の適用範囲から除外される。

315 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマII）案について

- (a) 扶養義務を含め、家族関係及びそれと同等と考えられる関係から生じる契約外債務
 - (b) 夫婦財産制及び相続から生じる契約外債務
 - (c) 為替手形、小切手及び約束手形並びにその他の流通証券の下で生じる債務。ただし、その他の流通証券による債務はその流通性から生じる場合に限る。
 - (d) 会社（company or firm）又は法人格のあるもしくは法人格のないその他の団体の債務についての役員及び社員自身の個人的責任並びに会計書類の法定監査の実施について責任のある者の個人的責任
 - (e) 信託の設定者、受託者及び受益者間の契約外債務
 - (f) 原子力損害から生じる契約外債務
3. この規則において、「構成国」とは、[連合王国、アイルランド又は] デンマーク以外のすべての構成国をいう。

第2条 普遍的適用

この規則によって指定された法は、それが構成国の法であると否とにかかわらず、適用される。

第2章 統一規定

第1節

不法行為（tort 又は delict）から生じる契約外債務に適用される規定

第3条 一般規定

- 1. 契約外債務の準拠法は、損害の原因となる事実が発生した国にかかわらず、かつその事実の間接的な結果が生じた国ともかかわらず、損害が発生した国又は発生するおそれのある国の法である。
- 2. 前項の規定にかかわらず、責任を問われている者と被害者の両者が、損害が発生した時に、同じ国に常居所を有した場合には、契約外債務はその国の法による。
- 3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかな場合には、その別の国の法が適用される。別の国との明らかにより密接な関係は、とくに、当該契約外債務に密接に関連した契約のように、当事者間にすでに存在する関係に基づいて認められる。

八一

第4条 製造物責任

欠陥のある製造物によって引き起こされた損害又は損害の危険から生じる契約外債務の

準拠法は、被害者が常居所を有する国の法である。ただし、責任を問われている者が、当該製造物がその者の同意なくその国で市販されたことを証明できた場合には、責任を問われている者が常居所を有する国の法が準拠法となる。本条は、第3条第2項及び第3項の適用を妨げない。

第5条 不正競争

1. 不正競争行為から生じる契約外債務の準拠法は、競争関係又は消費者の集団的な利益が直接かつ実質的に影響を受ける、又は受けるおそれのある国の法である。
2. 不正競争行為がもたら特定競争者の利益に影響を与える場合には、第3条第2項及び第3項を適用する。

第6条 プライバシー及び人格に関する権利の侵害

1. プライバシー及び人格に関する権利の侵害から生じる契約外債務の準拠法は、第3条によって指定される法の適用が表現及び報道の自由に関する法廷地の基本原則に反するときは、法廷地法とする。
2. 反論権又はそれと類似の措置の準拠法は、放送者又は出版者が常居所を有する国の法である。

第7条 環境の侵害

環境の侵害から生じる契約外債務の準拠法は、第3条第1項の適用によって決定される法である。ただし、被害者が、損害の原因となる事実が発生した国の法に基づいて請求を行うことを選択したときは、この限りでない。

第8条 知的財産権の侵害

1. 知的財産権の侵害から生じる契約外債務の準拠法は、保護が求められた国の法である。
2. 単一の共同体工業所有権の侵害から生じる契約外債務の場合には、関連する共同体文書が適用される。その文書によって規律されないすべての問題については、侵害行為が行われた構成国の法が準拠法である。

第2節

八
〇

不法行為以外の行為から生じる契約外債務に適用される規定

第9条 準拠法の決定

1. 不法行為以外の行為から生じる契約外債務は、当該契約外債務と密接に関連する契

313 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマII）案について

約のように、当事者間にすでに存在する関係に関連している場合には、その関係を規律する法による。

2. 当事者が、損害の原因となる事実の発生当時、同一の国に常居所を有したときは、契約外債務の準拠法はその国の法である。ただし、本項は、第1項の適用を妨げない。
3. 不当利得から生じる契約外債務は、その利得が生じた国の法による。ただし、本項は、第1項及び第2項の適用を妨げない。
4. 他人の事務に関して正当な権限なく行われた行為から生じる契約外債務の準拠法は、その無権限の行為が行われた時に、受益者が常居所を有した国の法である。ただし、他人の事務に関して正当な権限なく行われた行為から生じる契約外債務が、人又は特定の有体財産の物理的な保護に関係しているときは、その無権限の行為が行われた時に、受益者または当該財産が所在した国の法が準拠法である。本項は、第1項及び第2項の適用を妨げない。
5. 第1項、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、事件のすべての事情から、その契約外債務が別の国と明らかにより密接な関係があることが明らかの場合には、その別の国の法が適用される。
6. 本条にかかわらず、知的財産権の分野におけるすべての契約外債務は、第8条による。

第3節

不法行為から生じる契約外債務及び

不法行為以外の行為から生じる契約外債務に適用される共通規定

第10条 選択の自由

1. 当事者は、彼らの紛争が発生した後に合意することによって、第8条が適用される債務以外の契約外債務をその選択した法によらしめることを合意することができる。この選択は、明示的になされるか、又はその事件の事情により合理的な確実性をもって明らかにされなければならない。この選択は、第三者の権利に影響を及ぼさない。
2. 損失を被った当時におけるその事案の他のすべての要素が、選択された法が属する国とは別の国に位置するときは、当事者の選択は、契約によって排除することができないその国の法規の適用を妨げない。
3. 当事者の準拠法の選択は、その事案の他の要素が、損失を被った当時、欧州共同体の構成国の一つに位置していたときは、共同体法の規定の適用を妨げない。

第11条 契約外債務の準拠法の適用範囲

この規則の第3条ないし第10条による契約外債務の準拠法は、とくに次の問題を規律す

る。

- a) 責任の要件及び範囲。行われた行為について責任を負う者の決定を含む。
- b) 免責事由、責任制限及び責任の分配
- c) 賠償が与えられるべき傷害又は損害の存在及びその種類
- d) 裁判所が、その権限の限度内において、傷害又は損害を防止もしくは終了させるため、又は賠償の提供を保障するために、その手続法の下で講じることのできる措置
- e) 法によって規定されている範囲での損害の評価
- f) 賠償請求権が譲渡又は相続可能か否かの問題
- g) 人身損害に対する賠償権利者
- h) 他人の行為に対する責任
- i) 債務を消滅させる方法並びに時効及び出訴期限に関する規定。時効期間又は出訴期限の開始及びその期間の中断及び停止に関する規定を含む。

第12条 優越的な強行規定

1. この規則によって特定の第三国の法が準拠法となる場合に、その事案が密接に関連している別の国の法の下で、契約外債務の準拠法の如何にかかわらず適用されねばならない強行規定が存在するときは、その限りにおいて、その国の強行規定に効力を与えることができる。それらの強行規定に効力を付与するか否かの判断に当たっては、その性質及び目的並びにその適用又は不適用の結果が考慮されなければならない。
2. この規則のいかなる規定も、法廷地法の規定が、当該契約外債務の準拠法の如何にかかわらず強行的な場合には、それらの規定の適用を制限しない。

第13条 安全及び行動規定

準拠法の如何にかかわらず、責任の判断に当たっては、損害の原因となる事実の発生した地において、かつその当時に効力を有した安全及び行動に関する規定が考慮される。

第14条 責任負担者の保険者に対する直接請求

責任を問われている者の保険者に対して直接請求する被害者の権利は、当該契約外債務の準拠法による。ただし、被害者が、保険契約の準拠法に基づいて請求することを選択したときは、この限りでない。

第15条 代位及び多数者の責任

1. ある者（「債権者」）が他人（「債務者」）に対して契約外債権を有し、かつ第三者が債権者に支払義務を負っているか、又はその義務を履行して実際に債権者に支払ったときは、債権者が債務者に対して彼らの関係の全体又は一部を規律する法の下で有する権利を、第三者が債務者に対して行使できるか否かは、第三者の債権者に対する支

七八

311 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマII）案について

払義務の準拠法による。

2. 複数の者が同一の請求に服し、かつその中の一人が債権者に支払った場合も、同様とする。

第16条 形式的有効性

法的な効果を意図した、契約外債務に関する一方的な行為は、それが当該契約外債務を規律する法又はその行為がなされた国の法の方式要件を充たしている場合には、方式上有効である。

第17条 証明責任

1. この規則による契約外債務の準拠法は、契約外債務に関して、法律上の推定を生じせしめ、又は証明責任を決定する規定を含む場合に限り、それらの問題に適用される。
2. 法的な効果を意図した行為は、法廷地法又は、その行為を方式上有効とする、第16条において指定されるいずれかの法が認めるすべての証明方法により証明することが許される。ただし、その証明方法は、法廷地で認められるものでなければならない。

第3章 その他の規定

第18条 国家領域の擬制 (assimilation)

この規則において、次のものは国家の領域とみなす。

- a) 国家の領海外にある海底の一部、その上又は下にある天然資源の探査及び開発のための施設及びその他の設備。ただし、国際法により、その国が、その場所で天然資源を探査し、開発する主権を有する場合でなければならない。
- b) その国において登録された、又はその国によりもしくはその国のために発給された出航許可状 (letters de mer) もしくはそれと類似の文書を保持する公海上の船舶。その船舶が、登録されておらず、又は出航許可状もしくは類似の文書を保持していないときは、その国の国民が所有する公海上の船舶。
- c) その国において、もしくはその国のために登録された、又はその国籍簿 (register of nationality) に記載された飛行中の航空機。その航空機が、登録されておらず、又は国籍簿にも記載されていないときは、その国の国民が所有する飛行中の航空機。

七七

第19条 常居所の擬制

1. 会社及び法人格のある又は法人格のないその他の団体については、主たる営業所 (principal establishment) を常居所とみなす。ただし、子会社、支店もしくはその他の営業所の業務において損害の原因となる事実が発生し、又は損害が生じたときは、その営業所が常居所に代わるものとする。

2. 自然人の営業活動において、損害の原因となる事実が発生し、又は損害が生じたときは、その自然人の営業所が常居所に代わるものとする。
3. 第6条第2項については、欧州共同体指令97/36によって修正されたものとしての欧州経済共同体指令89/552の意味においてその放送者が設立されている地が常居所に代わるものとする。

第20条 反致の排除

この規則によって指定されたすべての国の法の適用は、その国において効力を有する、国際私法規定以外の法規定の適用をいう。

第21条 不統一法国

1. 契約外債務に関してそれぞれ固有の法規定を有する複数の領域からなる国家については、各領域を、この規則の下で準拠法を決定するために、国家とみなす。
2. 契約外債務に関してそれぞれ固有の法規定を有する複数の領域からなる国家は、単にそれらの領域の法の間での抵触については、この規則を適用する義務を負わない。

第22条 法廷地の公の政策

この規則によって指定されたすべての国の法の規定の適用は、その適用が法廷地の公の政策（公序）に明らかに反する場合にのみ拒否することができる。

第23条 共同体法の他の規定との関係

1. この規則は、欧州共同体設立条約又は次の欧州共同体諸機関の立法に含まれる規定の適用を妨げない。
 - 個別問題に関して、契約外債務に関する法選択規定を定める立法
 - この規則によって当該契約外債務の準拠法とされた国の法にかかわらず適用される規定を定める立法
 - 法廷地法又はこの規則によって指定された法の規定の適用を阻止する立法
2. この規則は、次の共同体文書の適用を妨げない。個別問題に関するものであって、かつその文書によって調整された分野において、サービス又は物の供給をそのサービス提供者が設立された構成国の法に従わせる文書、及び、調整された分野において、他の構成国に起源をもつサービス又は物を供給する自由を、限定された場合に限り、制限することを許容する文書。

七
六

第24条 非補償的な（non-compensatory）損害賠償

この規則によって指定された法の規定の適用は、それが、懲罰的な（exemplary or punitive）損害賠償のように、非補償的な損害賠償を認める効果をもつときは、共同体の公の政策に

反するものとする。

第25条 既存の国際条約との関係

この規則は、この規則が採択された時に構成国が当事国である国際条約で、個別問題に関して、契約外債務に関する法抵触規定を定めるものの適用を妨げない。

第4章 最終条項

第26条 第25条で定められた条約のリスト

1. 構成国は、2004年6月30日までに、第25条で定められた条約のリストを委員会に通知するものとする。その期日後においては、構成国は、それらの条約のすべての廃棄について委員会に通知するものとする。
2. 委員会は、第1項に定められた条約のリストを、正式なリストを受領してから6ヶ月以内に、欧州連合公報で公表する。

第27条 効力発生及び適用時

この規則は、2005年1月1日に効力を生じる。

この規則は、その発効後に行われた行為から生じる契約外債務に適用される。

この規則は、その全体について拘束力を有し、かつ欧州共同体設立条約に従いすべての構成国において直接適用される。

[・・・], ブリュッセルにおいて作成された。

- (1) 「自由、安全及び司法を備えた領域に関するアムステルダム条約の規定を最善に実施するための理事会及び委員会の行動計画」(Action Plan on the Council and the Commission on how best to implement the provisions of the Treaty of Amsterdam on an area of freedom, security and justice), OJ C 19, 23, 1, 1999.
- (2) 1999年10月16日付け議長総括 (Presidency conclusions) ポイント28ないし39。
- (3) OJ C 12, 15. 1. 2001, p. 1.
- (4) OJ C 12, 16. 1. 2001, p. 1.
- (5) 種々の加入条約ないし付属宣言及び付属議定書によって修正された条約の整理統合された条文は、OJ C 27, 26. 1. 1998, p. 34に公開されている。

理由書 (Explanatory Memorandum)

1. はじめに

1-1 状 況

EU条約2条によって、EU構成国は、自由、安全および正義の領域としての連合を維持し発展させるという目標を自らに課した。それは、人の自由な移動が保障され、紛争当事者が、自国において享受するのと同じ便宜を享受して、すべての構成国の裁判所および当局の前で彼らの権利を主張することのできる領域である。

真のヨーロッパの法実施地域 (law-enforcement area) を樹立するために、共同体は、EC設立条約61条c号および65条の下で、域内市場が適正に機能するために必要な限りにおいて、民事における司法協力の分野に関する措置を採択することができる。1999年10月15日および16日、タンペレ欧州理事会は、EUにおける司法協力の礎石として相互承認原則 (mutual recognition principle) を承認した⁽¹⁾。そして、理事会および委員会は、2000年12月までに、相互承認原則を実施するための措置に関するプログラムを採択することが求められた。

2000年11月30日に理事会で採択された、民事及び商事における判決の相互承認原則を実施するための措置に関する委員会及び理事会共同プログラム⁽²⁾は、次のように述べている。すなわち、抵触規則の調和に関する措置は、しばしば裁判管轄および判決の承認および執行に関する文書と同じ文書の中に組み入れられており、実際に判決の相互承認を容易にするのに役立つ、と。構成国の裁判所が実際の事態に適用される法を決定するために同一の抵触規定を適用するという事実は、他の構成国において下された裁判に対する相互の信頼を強化し、中間的な再審査のない判決の自由な往来というより長期の目標を達成する上で極めて重要な要素である。

1-2 ECにおいてすでに実施されている国際私法に関する文書との補足性 (Complementarity)

この発議は、1960年代末に始まった民事および商事における国際私法のECにおける調和に関係している。1968年9月27日、EECの6構成国は、EC条約293条 (旧220条) の第4インデントに基づいて、民事及び商事における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する条約 (ブリュッセル条約) を締結した。この条約は、すでにEC条約で述べられていた、次のような考えに基づいて作成された。すなわち、共通市場の設立は、いずれの構成国で下された判決もできる限り承認、執行されるという可能性を含意しているということである。その目標の達成を容易にするために、ブリュッセル条約は、国境を越えた紛争を審理し、判断する管轄を持つ裁判所が属する構成国を決定する規則を定めることから始めている。

裁判所の管轄を規律するルールが存在するという単なる事実は、訴訟の本案が審理され

る事件の結果についての合理的な予見可能性を生むものではない。ブリュッセル条約および2001年3月1日付けで同条約に代わった「ブリュッセルII」規則⁹³は、裁判所の選択を訴訟当事者に許すいくつかの選択肢を含んでいる。このことの危険は、当事者が、単に当該国の裁判所で適用される法が自分に有利であるという理由だけで、別の構成国ではなく、ある構成国の裁判所を選択するという点にある。

なぜ1967年に共同体における抵触法に関する規定の法典化の作業が開始されたのかは、以上の理由による。委員会は、1969年に2度の専門家会議を開催した。そこでは、共通市場の働きに最も大きな影響をもつ問題、すなわち有体および無体財産権の準拠法、契約および契約外債務の準拠法、そして法的文書的方式に最初に焦点を合わせることが合意された。1972年6月23日、専門家会議は、最初の契約および契約外債務の準拠法に関する条約準備草案を提出した。連合王国、アイルランドおよびデンマークの加入に従って、1973年にグループは拡大され、そのために進行は遅くなった。1978年3月、合理的な期間内に交渉をまとめるために契約債務に集中すること、および契約外債務に関する第2条約については後日交渉を開始することが決定された。

1980年6月、契約債務の準拠法に関する条約（ローマ条約）が署名に開放され、同条約は1991年4月1日に発効した⁹⁴。署名当時にはEC条約には適切な法律上の根拠が存在しなかったため、同条約は伝統的な国際条約の形式を採っている。しかし、同条約は、その補足性が前文で明示的に言及されていることから、ブリュッセル条約の不可欠な付加物と考えられたので、〔EC条約〕293条（旧220条）に基づいて採択された文書と同様に扱われ、共同体の成果（Community acquis）の不可欠な一部である。

ブリュッセル条約とローマ条約との間には、適用範囲の点で、前者は契約債務と契約外債務の双方をカバーし、後者は単に契約債務のみを対象としているという実質的な相違があるとすれば、一般に「ローマII」として知られる提案された規則は、共同体における、民事および商事における契約債務と契約外債務に関する国際私法規定の統一の自然な拡大といえるであろう。

1-3 マーストリヒト条約およびアムステルダム条約の下での1990年代における作業の再開

マーストリヒト条約によるEU条約K.1条6号は、民事における司法協力をEU構成国の共通利益の分野に分類した。1996年7月1日から1998年6月30日までの期間について、司法および内政の分野における協力に関する優先事項を定めた1996年10月14日の決定⁹⁵において、理事会は、欧州理事会によって設定された目標を遂行する上で、上記の期間、特定の優先分野に集中する予定であることを表明した。その分野には、「契約外債務の準拠法に関する条約を作成する必要性と可能性に関する議論を開始すること」が含まれていた。

1998年2月、委員会は、構成国に対して、契約外債務の準拠法に関する条約案についての質問書を送付した。議長国オーストリアは、この質問書に対する回答を検討するために

4回の作業会議を開催した。その結果、すべての構成国が契約外債務の準拠法に関する文書の方針を支持することが確かめられた。同時に、委員会は、契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ条約の実行可能性を調査するというヨーロッパ国際私法グループ (GEDIP) が提案したグロチウス・プロジェクト⁽⁶⁾に財政的な支援を行った。同条約は、条文案の形にまとめられた⁽⁷⁾。理事会の「ローマII」アド・ホック作業部会は、1999年中、ドイツおよびフィンランドの議長国の下で、議長国オーストリアによる条文案と国際私法グループの提案した条文案を検討するために、継続的に会合を開いた。いくつかの抵触規則について最初のコンセンサスが明らかとなったが、この規則案は当然にそれを反映している。

1999年5月1日に発効したアムステルダム条約は、民事における協力を協同体に関連する部分に移動させたので、1998年12月3日、司法及び内政理事会は、自由、安全および正義の領域に関してアムステルダム条約の規定を最善に実施することに関する理事会及び委員会の行動計画を採択した⁽⁸⁾。行動計画は、法的安定性および司法への平等なアクセスといった諸原則がとりわけ「準拠法の明確な指定」を必要とすることを思い起こさせ、そのポイント40において「次の措置は、条約発効後2年以内に行われるべきである。(b)契約外債務の準拠法に関する法律文書の作成 (ローマII)」と規定している。

2002年5月3日、委員会は、司法及び内政部長が準備した「ローマII」規則についての最初の準備案について関係諸団体に意見照会を行った。この意見照会是非常に広範な反応を呼び起こし、委員会は、構成国、学界、産業団体および消費者団体の代表から80件ほどの書面による回答を受け取った⁽⁹⁾。文書による意見照会手続きに続いて、2003年1月7日には、ブリュッセルで公聴会が行われた。本提案は、委員会が受け取ったこれらのコメントを当然に反映している。

2. 欧州議会及び理事会規則の提案

2-1 一般的目的—準拠法に関する解決の予測可能性の改善

本規則案の目的は、契約外債務に関する抵触法についての構成国の規定を標準化し、それによって「ブリュッセルI」および1980年のローマ条約によって協同体においてすでに順調に進められている民事および商事債務に関する国際私法の調和を拡大することである。

抵触規則の調和は、実質法の調和とは区別されねばならず、債務の準拠法を決定するルールの統一を追求する。この方法は、国境を越えた紛争の解決にとくに適している。なぜならば、その方法は、合理的な確実性をもって、法廷地とは無関係に当該債務の準拠法を定めることにより、ヨーロッパの正義の領域を発展させる助けとなりうるからである。ある事件について管轄を持つ可能性のあるすべての構成国の裁判所のしばしばきわめて多様な抵触規定を検討しなければならない代わりに、この提案は、当事者が一組の抵触規定だけを検討するにとどめることを許し、かくして訴訟費用を減らし、解決の予測可能性と法的な安定性を押し上げることになる。

このような一般的な所見は、とくに契約外債務のケースでは適切である。域内市場にと

って、それらのケースの重要性は、あれこれの特別な側面（たとえば、製造物責任や環境責任）を規律する現行のまたは準備中の部門ごとの文書（sectoral instrument）から明らかである。実質債務法の接近は萌芽的なものに過ぎない。共通の原則にもかかわらず、構成国間にはまだ大きな相違が存在している。とくに、それは次の問題に関するものである。すなわち、厳格責任と過失責任との境界線、間接損害および第三当事者の損害に対する補償、第三者損害を含む非財産的損害に対する補償、被った現実損害を超える賠償（懲罰的損害賠償）、未成年者の責任、そして時効期間である。委員会によって実施された意見照会の中で、産業界の代表は、これらの相違が域内市場において基本的な自由を行使することを困難にしていると述べている。彼らは、実質法の調和が短期には達成されないことを理解しており、解決の予測可能性を改善するための抵触法規則の重要性を強調している。

抵触法規定の比較法的分析によれば、現在の状況は経済従事者の予測可能性の要求に合致しておらず、その相違は、ローマ条約によって調和が達成される以前の契約の場合に比べて著しく大きいことが分かる。たしかに、構成国はほとんどすべて、不法行為はそれが犯された地の法によって規律されるという不法行為地法に最高の地位を与えている。しかし、このルール適用は、侵害事実が生じた地と損失を被った地とが複数の国に分かれる、いわゆる「複合的な（complex）」不法行為として知られる事例では、問題がある¹¹⁰。国境を越えた契約外債務の事例における不法行為地法主義の実際の影響力に関しては各国法の間にも相違がある。一部の構成国は損害を発生させた事実が生じた国の法を適用するという伝統的な解決を依然として採用しているのに対して、最近の発展は、一般的に、損害を被った国の法を支持する傾向にある。しかし、ある構成国の現行法を理解するためには、侵害事実と損害の発生のいずれが有力な要素かを確かめるだけでは十分ではない。原則規定は、他の基準との組み合わせを必要としている。構成国の多くは、原告が自己に最も有利な法を選択することを許している。他方、他の構成国は、原則規定として、あるいは個別事案で原則規定が不適切な結果となる場合に例外的に、事案が最も密接に関係する国の決定を裁判所に委ねている。一般的に言って、大多数の構成国は、種々の解決を時として複雑に組み合わせる方法を用いている。解決の相違はともかく、それらの解決の分かりやすさは、単にいくつかの構成国が抵触法規則を法典化したという事実によっては改善されていない。他の構成国では、解決は、裁判所の判決によって徐々に明らかとなるだけであり、とりわけ特殊な不法行為に関しては、しばしば不明確なままである。

一組の統一的なルールによって15以上の国々¹¹¹の抵触法システムを取り替えることが、法的安定性の見地から、経済従事者および一般公衆にとって著しい進歩を意味することは疑いない。

次に必要なことは、裁判所の国際管轄を規律する規定との関係で抵触規定を分析することである。「ブリュッセル I」規則 2 条によって規定されている被告の常居所地に対する裁判所の原則管轄の他に、5 条 3 項は、不法行為および準不法行為に関して「侵害事実発生地の裁判所」という形で特別な管轄の項目を定めている。EU 裁判所は、侵害行為が行わ

れた地と損失を被った地と同じでない場合、原告の選択によって、被告はそれらの地のいずれの裁判所においても訴えられようと常に判示している⁽¹²⁾。たしかに、裁判所は、いずれの地も証拠および手続の組立ての点で重要と考えられるから、その二つの地がいずれも管轄にとって意味ある連結素となりうると認めているが、しかし、原告が複数の法廷地を利用できるということが法廷地漁りの危険を生むこともまた確かである。

本規則案は、ある法律関係に適用される規定をあらかじめ、とくに提案された統一規定がEU裁判所から統一的な解釈を受け取る際には、合理的な確実性をもって、当事者が決定することを許すであろう。したがって、この発議は、法的安定性を高め、域内市場が適正に機能することを促進するために役立つであろう。それはまた、裁判外での紛争処理を容易化する措置に関するEU委員会のプログラムの中にも含まれる。なぜならば、当事者が彼らの状況について明確な視野をもつという事実は、それだけ和解に至ることを容易にするからである。

2-2 法的基礎

アムステルダム条約が発効してからは、抵触規定はEC条約61条c号によって規律されることになった。2003年2月1日に発効したニース条約によって改正されたように、EC条約67条によれば、規則は、EC条約251条によって規定された共同決定手続により採択されることになろう。

65条b号は、「涉外性をもつ民事の司法協力の分野において採択されるべき措置には、域内市場が適正に機能するために必要な限りで、次のものが含まれる。抵触法に関して構成国で適用されている規定の統一の促進」と規定している。

共同体の立法機関は、この規定を肉付けする権限と、ある措置が域内市場が適正に機能するために必要か否かを決定する裁量権をもっている。理事会は、1998年12月3日のウィーン行動計画⁽¹³⁾を採択する際に、この権限を行使した。そのポイント40(c)がはっきりと「ローマII」文書を要求しているのである。

抵触規定の調和は、域内市場における国境を越えた訴訟に巻き込まれた経済従事者と個人との間の平等な取扱いの促進に役立つ。それはまた、国際的な裁判管轄および判決の相互承認を規律するルールに関して「ブリュッセル1」規則によってすでに達成された調和に対する不可欠な付属物である。15以上の異なる抵触規則のシステムが存在するとすれば、異なる構成国AおよびBの二つの会社がC国の第三の会社との間の同一の紛争をそれぞれ自国の裁判所に提起した場合、その紛争には異なる抵触規定が適用されることになるであろう。それは、競争の歪みを引き起こす可能性がある。また、そうした歪みは、従事者に法廷地漁りを誘うことも考えられる。

しかし、また、抵触法の調和は、商事および民事における判決の相互承認原則の実施を容易にする。相互承認プログラムは⁽¹⁴⁾、他の構成国で下された判決の承認についての中間的な措置の削減および最終的には廃止を必要とする。しかし、すべての中間的措置を除去

するには、構成国間にある程度の相互信頼があることが必要である。そうした相互信頼は、もしも構成国の裁判所が同じ状況に同じ抵触規則を全く適用しないとすれば、考えられない。

本規則案が適用される事項を対象としているEC条約第4部は、それに関する議定書によってデンマークには適用されない。また、連合王国およびアイルランドについても、それらの国々が、条約に付属された議定書に定められた条件で、発議に参加する選択権（オプト・イン条項）を行使しなければ適用されない。1999年3月1日の理事会会議（司法及び内政部）では、これら二つの構成国は、民事における司法協力に関する共同体の活動に全面的に参加する意思を表明している。また、これらの国は、アムステルダム条約発効前のアド・ホックな理事会作業部会の作業に全面的に参加している。

2-3 比例性および補完性原則の点からの提案の正当化

抵触法を統一するという方法は、完全に補完性および比例性原則を尊重している。なぜならば、それは、国内法の実質規定の調和を求めることなく法的安定性を高めるからである。

文書の選択について、補完性および比例性原則の適用に関する議定書のポイント6が、「他の条件が等しいときは、指令は規則に優先されるべきであり、枠組みに関する指令は詳細な措置に優先されるべきである」と規定している。しかし、本提案の目的のためには、規則が最も適切な文書である。本提案は、準拠法についての統一規定を定めている。それらの規定は、詳細かつ正確で無条件であり、それらを国内法に移し替えるために構成国による措置を何ら必要としない。したがって、それらの規定は自動執行的である。これらの規定の性質は、法的安定性と一定の法律関係の準拠法に関して採用される解決の予見可能性を高めるといふ、それらの規定のために設定された目的の直接的な結果である。もしも構成国がこれらの規定を移し替える際に巧妙に手を加える余地があるとすれば、不安定が再び法の中に持ち込まれることになろう。そして、それはまさにどんな調和も廃されるということである。したがって、規則が、構成国における統一的な適用を保証するために選択されなければならない文書なのである。

3. 個別規定

1条 事項的適用範囲

ブリュッセル条約および「ブリュッセルI」規則と同様に、本規則案も民事および商事債務を対象としている。これは、EU裁判所によって解釈されてきた共同体法の自主的な概念である。このことに言及することは、「ブリュッセルI」規則、ローマ条約および本規則案が民事および商事債務に関する国際私法の一般的な分野をカバーする一貫した一組の文書をなしていることを明確にする。

本規則の適用範囲は、第2項に列挙された事項に関するものを除く、すべての契約外債

務に及んでいる。契約外債務には二つの主要なカテゴリーが含まれる。すなわち、不法行為から生じるものと不法行為以外の事由から生じるものである。第一のカテゴリーは不法行為に関する債務からなり、第二のカテゴリーは、いくつかの法域において、「準不法行為」または「準契約」と呼ばれるもの（とくに、不当利得と無権代理または事務管理を含む）に関する債務からなっている。後者のカテゴリーは、第2節によって規律される。しかし、契約債務と不法行為に基づく債務との境界線は、すべての構成国で一致しておらず、ある紛争、たとえば予約責任、契約締結上の過失または債権者取消権の場合にローマ条約か本規則案かいずれの文書が適用されるべきかについて疑念が生じるかもしれない。EU裁判所は、ブリュッセル条約の5条1項と3項による請求において、不法行為事件は契約事件、それは厳格な文言で定義されなければならないが、それとの関係では残余的であるとすでに判断している⁽¹⁵⁾。本規則案の解釈に際しても、裁判所は、疑いなくその分析に磨きをかけることであろう。

規則案は、法の抵触が問題となるすべての状況に適用される。すなわち、一国の国内的な社会生活とは異質な一つまたは複数の要素が存在し、複数の法システムの適用を必要とする状況である。1条2項によれば、次のものが規則案の適用範囲から除外される。

- a) 家族またはそれと類似の関係から生じる契約外債務：家族における債務は、一般に、不法行為から生じるものではない。しかし、扶養債務の支払いの遅滞によって引き起こされた損害の賠償請求の事例のように、そうした債務が、時として、家族関係の中で現れることがある。それらの債務は3条3項の例外条項（同条項は、そうした債務をその基礎となっている家族関係と同一の法の下に置くという「派生的な連結(secondary connection)」の方法に明示的に言及している）によって規律されるという理由から、それらも規則の適用範囲に含めることを提案する論者もあった。家族法に関しては共同体内にこれまでのところ統一的な抵触法のルールが存在しないことから、そうした関係から生じる契約外債務を規則案の適用範囲から除外するほうが望ましいと考えられた。
- b) 夫婦財産制および相続との関係で生じる契約外債務：これらは、a)号と同様の理由で除外された。
- c) 為替手形、小切手、約束手形およびその他の流通証券から生じる契約外債務、ただし、その他の流通証券から生じる債務は、その流通性から生じる場合に限り：本号は、ローマ条約1条2項c号を引き継いでいる。ここでも、Giuliano-Lagarde 報告書⁽¹⁶⁾で述べられていることと同じ理由で、本号が組み入れられている。すなわち、規則はこれらの債務に対する適当な文書でないこと、1930年6月7日および1931年3月19日のジュネーブ条約がこの事項のほとんどを規律していること、およびこれらの債務は構成国において統一的に扱われていないことである。
- d) 会社またはその他の法人もしくは法人格のない団体の債務に対する役員および社員自身の個人的な法律上の責任、および会計書類の法定監査を実施することに責任のあ

301 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマⅡ）案について

る個人の個人的な法律上の責任：この問題は、誰の経営管理が責任の問題を引き起こすかという点との関係で、会社またはその他の法人もしくは法人格のない団体に適用されるそれらの団体を規律する法と切り離すことはできないからである。

e) 信託の設定者、受託者および受益者間の契約外債務：信託は、独自の制度であり、すでにローマ条約で除外されているように、本規則の適用範囲からも除外されるべきである。

f) 原子力損害から生じる契約外債務：この除外は、利害関係のある経済的利益と国家利益の重要性、および1960年7月29日のパリ条約、1963年1月31日のブリュッセル補充条約、1963年5月21日のウィーン条約、1997年9月12日の補充的補償に関する条約および1988年9月21日の議定書によって確立された原子力責任の国際的なスキームにおける原子力損害に対する補償のための措置に対する構成国の貢献によって説明される。

これらは例外であるから、その除外は厳格に解釈されなければならないであろう。

本規則案は、証拠および手続きの規定に関するローマ条約1条2項h号の除外を引き継いでいない。上記の例外を条件として、これらの規定が法廷地法の事項であることは、11条から明らかである。これらの規定は、本規則の適用範囲から除外される契約外債務のリストには場違いであろう。

2条 普遍的適用

2条によれば、本規則は普遍的な規則である。すなわち、統一的な抵触規定はEUの構成国の法も第三国の法も指定することが可能である。

このことは、抵触法に関する確固として定着した法原則であり、すでにローマ条約、ハーグ会議で締結された諸条約および構成国の国内法の中に存在している。

「ブリュッセルⅠ」と本規則案との間に補完性があるとするならば、後者の普遍性は、共同体の訴訟当事者間における競争の歪みを避けるものとして、域内市場が適正に機能するために必要である。「ブリュッセルⅠ」規則が被告がある構成国の領域内に常居所を有する場合と彼が第三国に常居所を有する場合とをあらかじめ区別しているとしても⁽¹⁷⁾、同規則は、それでもなお、純粹に「共同体内」の事案と「外国的」要素を含む事案の双方を規律している。とりわけ、承認および執行の規定については、「ブリュッセルⅠ」規則の適用範囲内に含まれる、構成国の裁判所によって下されたすべての判決が簡易化された承認および執行の仕組みによる資格が認められている。したがって、当該判決が構成国の法か第三国の法のいずれの法に基づいて判決されたかはほとんど影響をもたない。管轄の規定についても、「ブリュッセルⅠ」規則は、被告が共同体の領域外に常居所を有する場合にも適用される。紛争が専属管轄規定に該当する場合⁽¹⁸⁾、裁判所の管轄が裁判管轄条項に由来する場合⁽¹⁹⁾、被告が進んで応訴した場合⁽²⁰⁾および訴訟係属（lit pendens）規定が適用される場合⁽²¹⁾がこれにあたる。また、一般的に、4条2項が、被告が第三国に常居所を有する場

合、原告は、構成国に常居所があれば、国籍の如何にかかわらず、その常居所地国の法外な規定に頼ることができる」と明記している。「ブリュッセルⅠ」規則が「共同体内」の事案と「共同体外」の要素を含む事案の両方に適用されることは、これらすべての規定から明らかである。

したがって、求められなければならないことは、たとえ純粋に「共同体内」でない事案においても、共同体の訴訟当事者に対して平等な取扱いをすることである。もしも15以上の異なる抵触規定のシステムが存在し続けるとすれば、異なる構成国AおよびBの二つの会社がC国の第三の会社との間の同一の紛争をそれぞれ自国の裁判所に提起した場合、その紛争には異なる抵触規定が適用されることになり、それは、純粋に共同体内の事案におけると同様に、競争の歪みを引き起こすことになる。

さらに、「共同体内」と「共同対外」の紛争を分けることは、今ではもう不自然である。たとえば、最初は単にある構成国の国民と第三国の国民に関する紛争が、たとえば、共同体の当事者が別の構成国で設立された保険会社と結合したり、当該債務が譲渡された場合のように、その後複数の構成国に関する紛争に発展した場合、それをどのように評すべきであろうか。今や域内市場における経済関係が絡み合っている範囲を前提とすれば、すべての紛争は潜在的に共同体内の性格をもっている。

そして、書面による意見照会の間に法律専門家・裁判所と弁護士の双方—によって委員会に提出された証拠は、純粋に実務的な理由で、国際私法一般およびとくに抵触規定が高度に複雑なものと理解されていることを強調している。この複雑さは、もしもこの措置が抵触規定の法源を二重にするという効果をもったとし、実務家が今度は、共同体の統一規定だけでなく、共同体の領域と要求されたような関係のない事案では異なる国内規定も扱わなければならないとすれば、一層大きなものとなるであろう。したがって、本規則案の普遍的性格は、法的安定性への配慮と平明な立法を優遇するEUの公約に合致している。

3 条 一般規定

3 条は、不法行為から生じる契約外債務の準拠法を決定するための一般規定を定めている。同条は、それに続く条文が特別規定を定めていないすべての債務を対象としている。

不法行為地法主義を確認するに際しての委員会の目的は、法的安定性を保証し、責任を問われる者と損害を被った者との間に合理的な均衡をとるように努めることである。また、ここで採用された解決は、構成国の抵触規定における最近の発展も反映している。

1 項 一般規定

3 条1 項は、直接的な損害が発生した地または発生する可能性のある地の法を基本規定として採用している。たいていの場合、これは被害者側当事者の居住地国の法と一致する。「発生する可能性のある」という表現は、本規則案が、「ブリュッセルⅠ」規則5 条3 項のように、禁止的差し止め命令の請求のような予防的訴訟をも対象としていることを示している。

間接的な損害については、もしそれがあったとしても、それを被った地は準拠法の決定には無関係である。たとえば、交通事故の事案で、直接損害の発生地とは、別の国で生じた財産的もしくは無形の損害とはかかわりなく、衝突が起こった地である。ブリュッセル条約に関するある事件で、EU裁判所は、「侵害事実発生地」は、別の締約国で発生し、被害者が被った最初の損害に続いて発生した財産的損害を被った地を含まないと判示している⁽²²⁾。

この規定は、損害が複数の国で発生した場合、ドイツ法の「モザイク的観察」を適用して、関連するすべての国の法が配分的（on a distributive basis）に適用されるということを当然に伴っている。

また、本規則案は、構成国の抵触規定における最近の発展を反映している。いくつかの構成国においては法典化がなされていないので、15カ国を越える諸国について明確に答えることは不可能であるが、最近法典化が行われた構成国では損害発生地法への連結が採用されている。この解決は、オランダ、連合王国およびフランスに当てはまるが、スイスにおいても適用されている。ドイツ、イタリア、ポーランドでは、被害者が他にもある中からこの法を選択することができる。

3条1項の解決は、法的安定性への配慮を満たしている。この解決は、「侵害事実」発生地を原則規定として採用していた1972年の条約案における解決とは異なっている。しかし、EU裁判所は、「侵害事実」は行為自体と結果としての損害の両方に及ぶと判示している。この解決は、国際的裁判管轄という特別の対象を反映しているが、合理的な安定性をもって、当事者が、彼らの事案に適用される法を予測することを可能にするものではない。

本規定はまた、関連する様々な利益間に合理的な均衡をもたらす必要性を反映している。委員会は、自分にとって最も有利な法を選択する選択権を被害者に与える、被害者優遇の原則を原則規定として採用しなかった。この解決は、被害者の合理的な期待を超えており、規則案の一般的な目的に反して、法的な不安定を再び持ち込むことになると考えられる。したがって、3条の解決は、損害を発生させる事実が発生した地の法を適用するという解決と被害者に選択権を与えるという解決の二つの極端な解決の間の折衷案である。

3条1項は、損害と準拠法との間の客観的な連結を成立させるが、さらに民事責任法の現代的な考え方を反映している。すなわち、その考え方は、前世紀の前半におけるように、過失に基づく行為に対する制裁に向けられるのではもはやなく、今日では、無過失の厳格責任制度の急増からも分かるように、支配的なのは補償機能である。

しかし、この原則規定の適用は、事案が損害発生地国と希薄な関係しかない場合には、不適切かもしれない。したがって、以下の規定が、特定の状況では、原則規定を排除する。

2 項 共通居住地法

2項は、責任を問われる者と損害を被ったと主張する者が同一国に常居所を有する場合には、その国の法が適用されるという特別規定を導入している。これは、特別規定によるか、あるいは裁判所によって適用される連結素に関するルールによって、ほとんどすべて

の構成国で採用されている解決である。また、この規定は、両当事者の正当な期待を反映している。

3 項 一般的例外と派生的連結

ローマ条約4条5項と同様に、3項は、当該事案の重心を反映する法を適用するために、裁判所が厳格なルールを個別事案に適合させることができることにすることによって、ある程度の柔軟性を持ち込むことを目的とした一般例外条項である。

この条項は、適用される法についてある程度の予測不能を生じさせるので、それは例外にとどまらなければならない。ローマ条約の経験、それは推定を並べることで始まっているが、それによれば、いくつかの構成国の裁判所は、事実上例外条項から始める傾向にあり、これらの推定から出発するよりも、むしろ近接性の基準に最も良く合致する法を探し求めることが知られる⁽²³⁾。本規則案の3条1項および2項の規定がルールの形で起草され、単なる推定の形によらなかった理由は、以上の点にある。例外条項が実際にも例外でなければならないことを明確にするために、3項は、当該債務が別の国と「明らかにより密接な関係があること」を要求している。

その場合に、3項は、たとえば当事者が既存の関係によってすでに関係をもっているという事実を裁判所が指針とすることを認めている。これは、厳格な規定によって指定された国以外の国と明らかにより密接な関係があるか否かを決定するために考慮することができる一つの要素である。しかし、既存の関係の準拠法が自動的に適用されるわけではない。裁判所は、当該契約外債務と既存の関係の準拠法との間に重要な関係があるか否かを判断する一定の裁量をもっている。

条文は、既存の関係は当該契約外債務と密接に関係している契約の場合に認められ得ると述べている。この解決は、とくに、同一当事者間に契約債務と契約外債務の両方を認める法システムをとっている構成国にとって興味深いものである。しかし、この条文は、交渉の決裂や契約の無効の場合のように、まだ計画されていただけの契約関係あるいは家族関係を裁判所が考慮することを許すのに十分な柔軟性をもっている。彼らのすべての関係に同一の法を適用することによって、この解決は当事者の正当な期待を尊重し、健全な司法の運営の要請に合致している。さらに技術的な点で、その解決は、まったく同じ関係がある構成国では契約法の対象とされ、別の構成国では不法行為法の対象とされるという事実の結果を、EU裁判所がそうした事案に対する自主的な回答を見いだすまでの間、軽減することができるということを意味している。同じ推論は、すでにローマ条約10条1項e号の特別規定の対象とされている契約の無効の結果についても当てはまる。いくつかの構成国はこの条文について明示的に留保を表明しているが、派生的な連結の手法の利用は、二つの異なる文書の適用から生じるかもしれない困難を克服するであろう。

しかし、既存の関係が消費者契約または雇用契約からなり、かつ当該契約が消費者の常居所地、雇用契約が通常履行される地、あるいは例外的に、被用者が雇われた地の法以外の法を選択する法選択条項を含んでいる場合、派生的な連結の手法は、そうでない場合の

準拠法上の保護を弱者である当事者から奪うという意味をもつことはできない。規則案は、この趣旨の明示的な規定を含んでいない。その理由は、その解決は、すでにローマ条約の保護規定の中で暗に示されていると委員会は考えたからである。すなわち、同条約の5条および6条は、派生的連結が契約外債務に関して当事者の選択を有効にするとしても、彼らの選択が契約に関しては少なくとも部分的に無効な場合には、それらの規定の目的を達成しないであろう、と。

4条 製造物責任

4条は、欠陥製品によって惹起された損害の場合の契約外債務について特別規定を導入している。4条の意味での製造物および欠陥のある製造物の定義については、指令85/374の2条および6条が適用されるであろう⁽²⁴⁾。

指令85/374は、厳格責任、すなわち無過失責任に関して構成国の実質法を接近させた。しかし、構成国は一定の選択権を行使することが認められているので、完全な調和は存在していない。この指令は、被害者が常に依拠することができる過失責任に関する国内法には影響を及ぼさず、特定の種類の損害だけを対象としている。4条の特別規定の適用範囲は、結果として、指令85/374の適用範囲よりも広い。なぜならば、同条は、指令に由来しない製造物責任を規律する純粋に国内的な規定に基づく訴訟にも適用されるからである。

当事者の正当な期待の尊重の他に、製造物責任に関する抵触規定は、考えられる連結素（製造者の本拠、製造地、最初の市販地、被害者の取得地、被害者の常居所）が広範に分散していることを反映しなければならない。そして、そのような分散は、国際取引、観光そしてEU内における人と物の移動の発展によって際立っているのである。直接損害の発生地にのみ連結することは、この場合には適切でない。なぜならば、そのようにして指定された法は、真の事情とは無関係であり、製造者にとって予測することができず、被害者に対する十分な保護の源泉とならない可能性があるからである⁽²⁵⁾。

したがって、特別規定をもつ諸国は、その国の法が準拠法とされるために複数の要素が同じ国にあることを要求する規定を定める傾向にある。これは、5つの構成国で施行されている⁽²⁶⁾、1973年の製造物責任の準拠法に関するハーグ条約で採用されているアプローチでもある。本規則案25条によれば、同条約は、本規則が発効する時にそれを批准していた構成国では依然として効力をもちつづけることになるであろう。1973年の条約は、製造者、生産者、供給業者および修理業者の責任の準拠法を、次の要素を複雑に配分し、あるいは組み合わせることで決定している。すなわち、損害発生地、被害者の常居所地、製造者または生産者の主たる営業所所在地、製造物の取得地である。

本規則案は、当該係争事項に固有の特殊な制約を認識しているが、それにもかかわらず、規定が不必要に複雑であることを避ける必要から出発している。

4条によれば、準拠法は、基本的に、損害を被った者が常居所を有する国の法である。しかし、この解決は、当該製造物が責任を問われている者の同意によってその国で市販さ

れたことを条件としている。同意がないときは、準拠法は、責任を問われている者が常居所を有する国の法である。3条2項（共通常居所）と3項（一般例外条項）も適用される。

この規定が単純で予測可能な規定であるという事実は、裁判外での解決の数が非常に高い分野では、一部には保険会社がそれだけしばしば関係するという理由からも、そうした規定がとくに適当であるということの意味している。4条は、問題となる諸利益間に合理的な均衡をもたらす。被害者の常居所地国法が準拠法となるためにはその国において当該製造物が市販されていることという要件があれば、販売ネットワークを管理している製造者にとって、その解決は予見可能である。また、この解決は、居住地国で合法的に市販されている製造物を一般に購入するであろう被害者の合理的な期待も反映している。

多分旅行中のように、被害者が居住地国以外の国で製造物を取得した場合には、二つの仮説例が区別される必要がある。すなわち、一つは、たとえば特別提供品を楽しむために、被害者が、自分の居住地国でも市販されている製造物を外国で取得した場合である。この場合には、製造者は、彼の活動がその（被害者の常居所地）国で実施されている規定の物差しによって測られることをすでに予測しており、4条はその国の法を指定する。なぜならば、両当事者は、それが適用されることを予見できたであろうからである。

対照的に、第二の仮説例、すなわち被害者が、自分の居住地国で合法的に市販されていない製造物を外国で取得したときは、当事者のいずれもその（居住地国）法が適用されることを期待していないであろう。したがって、補足規定が必要となる。委員会の意見照会の中に議論された二つの連結素は、損害発生地と責任を問われている者の常居所であった。消費財の広範囲の移動性は、損害発生地への連結がもはや法的安定性および被害者の保護の要請と合致しないことを意味していることから、委員会は第二の解決を選択したのである。

4条の規定は、当事者の期待のみならず、消費者の健康の高度な保護およびある市場における公正な競争の維持というEUのより一般的な目標にも符合している。ある市場のすべての競争者が同じ安全基準に従うことを確保することによって、保護の低い国で設立された製造者は、彼らの低い水準を他国に輸出することがもはやできなくなる。そして、このことは、技術革新および科学・技術の発展にとって普遍的なインセンティブとなるであろう。

「責任を問われている者」という表現は、必ずしも最終製品の製造者を意味しない。それは、構成部分や部品の製造者もそうであるし、仲介業者や小売店さえも含まれる。共同体内に製造物を輸入する者は、一定の条件で、製造者と同様に当該製品の安全性について責任を負うと考えられる⁽²⁷⁾。

5条 不正競争

5条は、不正競争行為から生じる損害に対する請求について独自の連結を定めている。不正競争に対する規定の目的は、すべての参加者に同じルールによってゲームを行うよ

うに義務づけることで公正な競争を保護することである。とくに、それらの規定は、需要に影響を及ぼすことを意図した行為（誤解を招く宣伝、強制的な販売など）、競合する供給を妨げる行為（競争相手の配給を混乱させること、競争相手のスタッフの引き抜き、ボイコット）、および競争相手の声価を不正に利用する行為（詐称使用および類似行為）を違法としている。現代の競争法は、単に競争者（水平次元）だけでなく消費者および一般公衆（垂直次元）も保護しようと努めている。競争法のこの三次元的な機能は、現代の抵触法文書においても反映されなければならない。

5条は、この三面的な目的を反映している。なぜならば、本条は、市場一般に関する効果、競争者の利益に関する効果および（特定の消費者の個人的な利益に対立するものとしての）消費者の広範なむしろ漠然とした利益に関する効果に関係しているからである。この最後の考え方は、いくつかの共同体消費者保護指令、とくに1998年5月19日の指令98/27⁽²⁸⁾を受け継いでいる。これは、その考え方が単に消費者団体によって提起される訴訟だけに関係しているということではない。すなわち、競争法の三面的な目的が認められるとすれば、ほとんどすべての不正競争行為は消費者の集団的な利益にも影響を与え、訴訟が競争者によって提起されたか団体によって提起されたかは重要ではないからである。しかし、5条は、消費者団体によって提起される差止訴訟にも適用される。したがって、本規則案は、たとえば、「個人との契約において不公正と考えられる条件を業者が用いることを防止するために、消費者保護組織によって提起された差止訴訟は、本条約5条3項の意味における不法行為または準不法行為に関する事項である」⁽²⁹⁾と判示した、ブリュッセル条約に関するEU裁判所の最近の判決に適合している。

構成国の国際私法の比較分析は、競争行為によってその市場が歪められた国の法を適用することに賛成する広範なコンセンサスが存在することを示している。この結論は、不法行為地法の一般原則を通じて、またあるいは特別な連結（オーストリア、オランダ、スペインおよびスイス）によっても得られるし、研究者や広告に関する国際競争法連盟⁽³⁰⁾によって広範囲になされた勧告とも一致している。しかし、現状は、不法行為地法ルールが実際にどのように働くべきかに関して判断する機会を持ったことのない裁判所が属している国ではとくに不安定である。したがって、これについて、統一的な抵触規定を確立することは、裁判所の判決の予見可能性を高めることになるであろう。

5条は、「競争関係または消費者の集団的利益が」「不正競争行為」によって「影響を受けるまたは受けるおそれのある」地域の属する国の法への連結を定めている。これは、競争者が消費者の愛顧を獲得しようと努めている市場である。この解決は、その規定が一般に被害者の経済的環境を規律する法を指定するので、彼らの期待に合致している。しかし、この解決はまた、同じ市場で活動するすべての者に平等の待遇を保証する。競争法の目的は市場を保護することである。すなわち、それはマクロ経済的な目的を追求している。賠償請求は、まったく二次的であり、市場がどのように機能するかについての全体的な判断に頼らねばならない。

市場に与える影響の評価に関して、学者は、一般に、不正競争行為の直接的な実質的効果のみが考慮されるべきであると認めている。このことは、国際的な事例ではとくに重要である。なぜならば、反競争の行動は、普通、複数の市場に影響を及ぼし、関連する法の配分適用を引き起こすからである。

この場合の特別規定の必要性については、賠償が求められる損害が競争法の適用が依拠する反競争の効果に同化されて、3条の一般規定と同じ解決に至るという理由で、しばしば異論が唱えられる。この二つは、非常にしばしば場所的な条件では一致するが、しかし、自動的にそうなるわけではない。たとえば、損害を被った地の問題は、A国の二つの企業がともにB国の市場で業務を行っている場合には、微妙である。さらに、派生的連結、共通居住地および例外条項の規定は、一般にこの問題にはふさわしくない。

2項は、競争相手のスタッフの引き抜き、収賄、産業スパイ、営業秘密の暴露あるいは契約違反の唆しの場合のように、不正競争行為が特定の競争相手を標的としている事例を扱っている。そのような行為もある市場に悪い影響をもたらす可能性があることは完全には排除されないが、しかし、それらの事例は二者間のものとみなされねばならない場合である。したがって、被害者は、共通居住地または一般例外条項に関する3条の利益を享受できないとする理由がないことになる。この解決は、国際私法における最近の発展にも合致している。すなわち、類似の規定は、2001年のオランダ法4条2項およびスイス法136条2項にも存在している。また、ドイツ裁判所も同じアプローチを採っている。

6条 プライバシーおよび人格に関連する権利の侵害

本規則は、今日、構成国の法によって一般に採用されているアプローチに従い、とくにマスメディアによる名誉毀損の場合における、プライバシーおよび人格権に関する権利の侵害を、氏名の使用権に関する場合を除いて、人的地位の問題というよりもむしろ契約外債務の範疇に分類している。

EUの基本権憲章および人権及び基本的自由の保護に関する欧州審議会条約には、メディアの自由および多元主義の尊重も対象とする、プライバシー並びに表現および報道の自由の尊重に関する特別規定が存在している。共同体機関および構成国は、これらの基本的価値を尊重しなければならない。ヨーロッパ人権裁判所は、名誉毀損訴訟の場合にこの二つの原則をどのように調和させるかについて価値ある指針をすでに示している。国際条約は、構成国における出版の自由を規律する規定を接近させることに役立っているが、その自由の実際の適用に関しては依然として相違がある。事業者は、彼らのビジネスに適用される法の予見可能性を最も重要なこととみなしている。

構成国の抵触規定に関する研究によれば、採用されている解決にはかなりの相違があるばかりでなく、無視できない法的な不安定性も存在している。立法が存在しない場合に、一般原則を定める裁判所の判決も多数の構成国ではまだ存在していない⁽³¹⁾。その他の構成国における連結素は、かなり多様である。すなわち、出版者の本社または当該製品が出版

された地（ドイツおよびイタリア，被害者の選択による），当該製品が頒布されかつ第三者が知ることになった地（ベルギー，フランス，ルクセンブルク），被害者が評価を得ている地，それは通常彼の常居所であると推定される（オーストリア）。他の構成国は，被害者に選択権を与えることにより（ドイツ，イタリア），または不法行為地法が補償を規定していない場合には，損害を被った地の法を適用して（ポルトガル），被害者を優遇するという原則に従っている。連合王国の解決は，他の構成国で適用される解決とはかなり異なっている。というのは，その解決は，その出版物が英国内で頒布されたか，または別のどこかで頒布されたかによって区別を設けているからである。すなわち，前者の場合には，頒布地法が唯一の準拠法であるが，後者の場合には，裁判所は，頒布地法と法廷地法の両者を適用する（二重の請求可能性の原則）。このルールは，国内の出版を保護するものである。なぜならば，イギリス裁判所は，もしもイギリス法にそれについての規定が存在しない場合には，国内出版に不利な判決を下すことができないからである⁽³²⁾。

上記のような多様さと現在の状況の不安定性を前提とすれば，共同体における抵触規定の調和は，法的安定性を増進するであろう。

統一規則の内容は，「ブリュッセル I」規則の国際裁判管轄に関する規定を反映しなければならない。Mines de Postasse d'Alsace 判決および Fiona Schevill 判決⁽³³⁾の趣旨は，次の点にある。すなわち，被害者は，次のいずれの国の裁判所においても損害賠償を求めることができる。すなわち，名誉を毀損する資料の出版者が設立されている国の裁判所，それは被った全損害の賠償について完全な管轄を有する。あるいは，出版物が頒布され，かつ被害者が世評の喪失を被ったと主張するそれぞれの国の裁判所である。その裁判所は，自国で被った損害についてのみ損害賠償を認める管轄を有する。したがって，被害者が，出版物が頒布された国の裁判所に訴訟を提起することを決断したときは，当該裁判所は，その国で被った損害に対して自国法を適用するであろう。しかし，被害者が，出版者の本部がある地の裁判所に訴訟を提起したときは，裁判所は，損害賠償請求全体について判断する管轄を有することになる。その場合には，法廷地法はその国における損害を規律し，被害者が他の国での損害の補償も請求しているときは，裁判所は，関連する法を配分的に適用することになる。

ある事案に複数の法を配分的に適用する場合の実際上の困難を考慮して，委員会は，2002年5月の理事会規則準備案では，被害者の常居所地法が適用されると提案した。しかし，意見照会において，これに対しては広範囲にわたる批判があった。その理由の一つは，有名人の常居所を確定することは必ずしも容易ではないことである。そして，もう一つは，管轄のルールと抵触規定を組み合わせると，たとえその製品が完全に出版者の設立国の規定に適合しており，かつその製品は被害者の居住地国では一部も頒布されていない場合であっても，出版者の設立国の裁判所は，被害者の常居所地法によって出版者に不利な判決を下さなければならないという事態を招く可能性があるというものであった。委員会は，これらの批判を理解し，その提案を再検討した。

今度の規則案6条1項は、プライバシーおよび人格に関する権利の侵害の準拠法が、当事者が同じ国に居住しておらず、当該紛争が別の国とより密接な関係がない限り、直接的な損害を被った地の法であるとする、3条の規定に従って決定されると定めている。

Fiona Schevill 事件で、EU裁判所は、出版による名誉毀損の場合に、「当該出版物が頒布され、かつ被害者が彼の世評が傷つけられたと主張している国」を選んで、損害を被った地の事実上の決定について判断を下している。出版物が頒布された地とは、それが第三者に知られるようになった地で、かつ人の世評が侵害されそうな地である。この解決は、メディア企業の期待を無視することなく、被害者の正当な期待に合致している。出版物は、それが現実に商業ベースでそこで頒布されている場合にのみ、ある国で頒布されているとみなすことができる。

しかし、委員会は、構成国Aの裁判所が、自国A国籍の出版者に対して、たとえ紛争中のその出版者がA国で適用される規則に完全に適合している場合であっても、構成国B、あるいは第三国の法によってさえも、彼に不利な判決を下すことが義務づけられる可能性があるという場合に関する出版界および特定の構成国の双方によって表明された懸念に敏感であった。B国法の適用が出版の自由を侵害するものとしてA国では憲法違反となることも考えられるということが指摘された。構成国の憲法規定が相当に異なっている場合には、この点は微妙な問題であるという前提から、委員会は、3条によって指定される法が出版の自由に関連して法廷地の公序に反する場合には、その法は法廷地法のために適用されないことを、6条1項が明示的に明確化すべきであると考えた。

6条1項によって指定された法は、被害者が出版者に対して修正版の出版を義務づけ、反論権を行使することができるか否か、およびその要件の問題を解決するためには適切な基礎を提供するとは思われない。したがって、2項は、反論権およびそれに類似の措置は、放送者または出版者が設立されている国の法によって規律されることを定めている。

7条 環境侵害

7条は、環境侵害に関する民事責任について特別規定を定めている。実質法における最近の発展を反映して、この規定は、それが人の活動の結果であれば、財産および人に対する損害と自然環境自体の損害の両方をカバーしている。

この点に関しては、多くの環境災害は国際的な広がりをもっているもので、ヨーロッパあるいはさらに国際的な調和がとりわけ重要である。しかし、これまでに採択された文書は、主として、抵触規定の調和よりもむしろ実質法または国際裁判管轄の問題を扱っている。しかも、それらは、選ばれた一部のタイプの越境的な汚染のみを処理している。共同体においてばかりでなく、実質法のこうした漸進的な接近が行なわれているにもかかわらず、重要な相違は依然として残っている。たとえば、補償を生じさせる損害、除斥期間、損失補償および保険規定、訴訟を提起する団体の権利および補償額の決定に関してである。したがって、準拠法の問題は、その重要性を何ら失っていない。

現在の抵触規定の分析は、その解決が非常に異なっていることを示している。とくに国際条約では、法廷地法と危険な活動が行われた地の法が中心的な役割を演じているが、最も一般的に適用されている解決は、損失を被った地の法（フランス、連合王国、オランダ、スペイン、日本、スイス、ルーマニア、トルコ、ケベック州）または被害者に最も有利な法の原則のヴァリエーションのいずれか（ドイツ、オーストリア、イタリア、チェコ共和国、ユーゴスラビア、エストニア、トルコ、環境保護に関する1974年ノルディック条約、ザルツブルク空港の運用によってドイツで生じるニューサンスに関する1967年12月19日のドイツとオーストリア間の条約）である。また、ハーグ会議も、越境的な環境損害に関する国際条約をその作業プログラムに載せており、準備作業は、被害者を優遇する原則の利点は認められているものの、損害を被った地に主要な役割を認める方向に動いているように見える。

7条で提案されている統一規定は、その第一の解決として、3条1項の一般規定の適用を採用し、損害を被った地の法を適用するが、被害者に、損害を引き起こす事実が生じた地の法を選ぶ選択権を与えている。

損害を被った地の法への基本的な連結は、厳格責任を支持する傾向にある、最近の環境保護政策の目的に合致している。この解決はまた、保護のレベルが低い国で設立された事業者が隣国の高い保護水準を守る義務を課すことで、事業者が保護の低い国を選ぶインセンティブを取り除くという、予防政策にも資する。したがって、この規定は、環境保護の一般的な水準を引き上げることに貢献する。

しかし、損害を被った地にもつばら連結することは、保護の低い国の被害者が隣国で得られるより高度の保護水準を享受しないということをも意味することになるであろう。環境問題におけるEUのより一般的な目的を考慮するならば、要点は、単に被害者の正当な期待を尊重することだけではなく、環境保護の一般的な水準を引き上げることに貢献する立法政策を確立することも、それに当たる。とくに、他の不法行為とは異なり、環境損害を生み出した者は、一般に彼の加害活動から経済的な便益を得ているからである。損害を被った地の法をもつばら適用することは、河川に有害物質を流し、隣国の規制の緩やかな規定の便益を享受するために、国境に施設を設営するというインセンティブを事業者に与える可能性がある。この解決は、ヨーロッパの実質環境法の根本的な哲学および「汚染者負担」原則に反するであろう。

したがって、7条は、損害を引き起こす事実が生じた国の法に基づいて請求を行うことを被害者に許している。それ故に、被害者に最も有利な法を決定するのは、裁判所よりもむしろ被害者である。被害者がどの段階で選択権を行使しなければならないかという訴訟手続における問題は、各構成国が、もはや新たな主張を提出することができなくなる時期の決定のために独自のルールを有しているので、法廷地の手続法の問題である。

環境侵害に対する民事責任に関するもう一つの困難な点は、事業者が従わねばならない事業者の行動および安全に関する法規を規律する公法上の規定との密接な関係である。最

も頻繁に尋ねられる質問の一つは、A国で認可され合法的とされるが（たとえば、一定レベルの有毒な排出は許されている場合）、それが認可されていない（かつその排出が許容レベルを超えている場合）B国で損害を引き起こすことになった活動の結果に関連している。13条によれば、その場合には、裁判所は、行為者は彼が営業を行っている国で施行されている法規を遵守したという事実を考慮することができるとされなければならない。

8 条 知的財産権の侵害

8 条は、知的財産権の侵害から生じる契約外債務について特別規定を定めている。前文14項によれば、知的財産権の語は、著作権、それと類似の権利、データベースの保護のための独自の権利（*sui generis right*）および工業所有権を意味する。

知的財産権の取扱いは、委員会の意見照会中において、激しい議論を受けた問題の一つであった。多数の回答は、たとえば1886年の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約および1883年の工業所有権の保護に関するパリ条約が基礎としている、保護が求められた国の法を意味する、一般に承認された保護国法（*lex loci protectionis*）原則の存在を思い起こさせた。このルールは、「属地主義」としても知られるが、各国が、その領域内で施行されている知的財産権侵害に対する自国法を適用することを可能にする。すなわち、知的財産権の模造は、当該特許権が付与された、あるいは商標またはモデルが登録された国の法によって規律される。著作権の場合には、裁判所は、侵害が行われた国の法を適用する。この解決は、各国で保持される権利は独立であるということを確認している。

3 条1項に含まれる一般規定は、知的財産の分野における特別な必要に合致しているとは思われない。この不一致を反映するために、準備作業の過程では二つのアプローチが議論された。第一は、1 条で明示的に除外することによって、あるいは現在の国際条約を維持する25条によって、この問題を規則案の適用範囲から除外するという方法である。第二のアプローチは特別規定を定めることであり、これが8 条として最終的に委員会が採択した方法である。

8 条1項は、国内立法または国際条約の下で付与された知的財産権の侵害について、保護国法主義を基礎にしている。

2 項は、共同体商標、共同体デザインおよびモデル、および2000年8月1日に理事会規則のための提案⁽³⁴⁾をすでに委員会が採択している共同体特許のように、将来創設されるであろうその他の権利のような共同体の単一の権利の侵害に関連している。保護国は共同体全体を指すことになるので、この規則案によってカバーされる契約外債務は、単一の共同体法によって直接規律される。侵害があった場合で、かつある問題について共同体文書が実質法規定も特別な抵触法規定も含んでいない場合には、本規則案の8 条2項は、共同体権利の侵害行為が行われた構成国の法が準拠法であるという補足的規定を含んでいる。

9条 不法行為以外の行為から生じる契約外債務の準拠法

すべての構成国の法システムには、契約または不法行為のいずれから生じるものでもない債務が存在している。すべての構成国に知られたこれらの状況は、錯誤による支払いおよび他人が人身傷害や財産の喪失を被らないことを可能にした者が行った役務である。

これらの債務は、それ自身の特色によって不法行為とは明らかに区別されるので、それについての特別な節が設けられるべきであると決定された。

これに関する国家システム間の相違の大きさを反映して、専門用語は避ける必要がある。したがって、本規則は、「不法行為以外の行為から生じる契約外債務」と呼んでいる。大部分の構成国には、一方で、誤って受け取った金額の返済または不当利得、他方で、無権代理（事務管理）といったサブ・カテゴリーがある。構成国の大多数において、実質法と抵触規定の双方がまだ急速に発展しつつあるということは、その法が少しも安定していないことを意味している。統一的な抵触規定は、実質法における多様性を反映しなければならない。困難なのは、精密すぎて、様々な関連する仮説例の間に実質法が区別を設けていない構成国では適用できないようなものではなく、またあまりに一般的で、何ら明瞭な目的に適わないといった反論を許してしまうことのないような規定を定めることである。9条は、十分な柔軟性をもってその規定を自国のシステムに適合させることを裁判所に任せつつ、不当利得と無権代理の二つのサブ・カテゴリーについて特別規定を定めることによってこの問題を克服しようと努めている。

派生的連結の手法は、1項で認められているが、ここでは、たとえば、代理人がその権限を超越した場合や第三者の債務を支払った場合には、とくに重要である。したがって、この規定は厳格な規定である。その債務は、当事者間の既存の関係と密接に関連しているので、その法的な事案全体が同じ法によって規律されることがより望ましい。3条3項の一般例外条項の場合におけるように、「すでに存在する関係」という表現は、とくに予約関係および契約無効について当てはまる。

2項は、当事者が同じ国に常居所を有する場合に、彼らの正当な期待を反映している。

3項は、当事者間に既存の関係がない場合の不当利得に関するものである。その場合、契約外債務は、当該利得が発生した国の法によって規律される。提案された規定は、伝統的なものであるが、ヨーロッパ国際私法グループ案およびスイスの立法にも見られる。

4項は、事務管理（無権代理）に関係しているが、援助とみなされる手段と介入とみなされる可能性のある手段とを区別している。援助の手段は、例外的に「代理人」によってなされる一回限りの主導権の発揮を意味している。彼は、「本人」の利益を守るために行為をしているから、特別な保護に値する。そして、そのことは、援助される財産または人の法との場所的な連結を正当化するのである。第三者の債務の支払いの場合におけるように、他人の財産への介入という手段の場合には、保護に値するのは「本人」である。したがって、準拠法は、一般に、後者の常居所地法である。

5項は、3条3項第1文と同様に、例外条項を規定している。

同一の紛争に複数の異なる法が適用されないことを確保するために、6項は、この規定から知的財産に関連する契約外債務を除外している。それについては、8条だけが適用される。したがって、たとえば、知的財産権の侵害から生じる不当利得に基づく債務は、侵害自体と同じ法によって規律される。

10条 選択の自由

1項は、当事者が、紛争発生後、契約外債務の準拠法を選択することを許している。したがって、規則案は、たとえ事案は契約事件におけるほど頻繁ではないとしても、同様により広範に意思の自由を促進する傾向にある⁽³⁵⁾、国内の国際私法における最近の発展に従っている。このために、この規定は、ローマ条約とは異なり、客観的な連結素を基礎としている。

しかし、意思の自由は、それが適さない知的財産については受け入れられない。

ローマ条約3条におけるように、選択は、明示的であるか、または事件の事情から明確に明らかにしなければならないとされている。規則案は、事前の選択を許さないから、弱者である当事者を保護する特別な規定は必要ない。

1項は、さらに、当事者の選択は第三者の権利に影響を及ぼさないことを明記している。典型的な例は、被保険者によって支払われる損害賠償を填補する保険会社の義務である。

2項は、意思の自由の一つの制限を課している。それは、ローマ条約の3条3項に想を得たものであり、当該事情のすべての要素（法選択を除く）が選択された法が属する国以外の国に位置づけられる場合に適用される。実際には、これは、ある構成国に関する純粋な国内事件であり、当事者が法選択の合意をしたという理由だけで、本規則の適用範囲に含まれるものである。当事者による選択は無効とされるわけではないが、それがなければ適用されたであろう法の強行規定に反して作用することは許されない。

本条における「強行規定」の概念は、12条で参照される優越的な強行規定とは異なり、ある国の国内的な公序規定を指している。これらは、当事者が契約によって排除することができない規定であり、とくに弱者を保護することが意図された規定である。しかし、国内的な公序規定は、国際的な関係において強行的である必要はない。それは、22条で参照される法廷地の国際的な公序規定からも、12条で参照される優越的な強行規定からも区別されなければならない。

3項は、2項に定められた制限の類推的な拡張を意味しており、法選択を除いた、事件のすべての要素が複数の構成国に位置づけられる場合に適用される。この規定は、同じ目的、すなわち第三国法の選択を通じて共同体法の強行規定の適用を当事者が妨げることを防止するという目的をもっている。

11条 契約外債務の準拠法の適用範囲

11条は、規則案の3条ないし10条の下で決定された法の適用範囲を明確にしている。本

条は、その法によって解決される問題を列挙している。構成国で採用されているアプローチは完全には統一していない。責任の要件のような問題は一般に準拠法によって規律されるのに対して、時効期間、証明責任、損害賠償の算定などの問題は、法廷地法によって扱われる可能性もある。したがって、ローマ条約10条のように、11条は、実際に指定された法によって解決されるべき問題を列挙している。

法的安定性の一般的な配慮に従って、11条は、指定された法に非常に広い機能を与えている。それは、若干の細かな変更はあるものの、ローマ条約10条を概括的に引き継いでいる。

- a) 「責任の要件及び範囲。行われた行為について責任を負う者の決定を含む」：「責任の要件」という表現は、責任に本来備わっているべき要素を指している。次の問題がとくに関係する。すなわち、責任の性質（厳格責任か過失責任か）；不作為が過失を構成しうるか否かの問題を含め、過失の定義；損害を惹起した事実と損害との間の因果関係；潜在的に責任を負う者、などである。「責任の範囲」は、責任について法によって定められた限界を指す。これには、責任の最大範囲および賠償されるべき損害に対して責任を負う各人の負担部分が含まれる。また、その表現は、共同行為者間の責任の分担を含んでいる。
- b) 「免責事由、責任制限及び責任の分配」：これらは、責任の外在的な要素である。免責事由は、不可抗力、緊急避難、第三者の過失および被害者の過失を含む。また、この概念は、配偶者間の訴訟の不承認および特定のカテゴリーの者に関する加害者責任の排除を含んでいる。
- c) 「賠償が与えられるべき損害の存在及びその種類」：これは、人身損害、財産損害、精神的損害および環境損害、経済的損失または機会の喪失のように、賠償されるべき損害の決定である。
- d) 「裁判所が、損害を防止もしくは終了させるため、又は賠償の提供を保障するために、その手続法の下で講じる権限を有する措置」：これは、損害は損害賠償の支払いによって償われるかといった補償の形式、および暫定的差止命令のような損害の防止または停止の方法を指している。ただし、實際上、法廷地の手続法に知られていない措置を命じることを裁判所に義務づけるものではない。
- e) 「法によって規定されている範囲での損害の評価」：準拠法が損害の評価に関する規定を定めているときは、裁判所はそれを適用しなければならない。
- f) 「賠償請求権が譲渡又は相続可能か否かの問題」：これは、自明である。相続の場合には、指定された法は、被害者が被った損害の補償を得るために、被害者の相続人が訴訟を提起することができるか否かの問題を規律する⁽³⁶⁾。譲渡の場合には、指定された法は、請求権を譲渡することができるか否かの問題⁽³⁷⁾および譲渡人と債務者間の関係を規律する。
- g) 指定された法はまた、「個人的に被った損害について賠償を求める権利のある者」

を決定する。この概念は、とくに、「直接の被害者」以外の者が、被害者が被った損害に続いて生じる、「ノック・オン (knock-on)」に基づいて被った損害の補償を得ることができるか否かの問題を指している。そのような損害は、近親者に先立たれたことによって生じる苦痛におけるような精神的な損害や、故人の子供や配偶者が被る損失におけるような経済的な損害であろう。

- h) 「他人の行為に対する責任」：この概念は、指定された法における代位責任の規定に関係している。これは、子供に対する親の責任および代理人に対する本人の責任を対象としている。
- i) 「債務が消滅する方法並びに時効及び出訴期限に関する規定。時効期間又は出訴期限の開始及びその期間の中断及び停止に関する規定を含む」：指定された法は、法が定める要件の下で、行使を怠ったことから生じる権利の喪失を規律する。

12条 優越的な強行規定

本条は、ローマ条約の対応する条文にほぼ従っている。

Arblade 事件において、EU裁判所は、優越的な強行規定（公序立法（public-order legislation）とも呼ばれる）の初めての定義を「当該構成国の国家領域内にいるすべての人およびその国内のすべての法律関係がそれに従うことが必要とされるほどに、その国の政治的、社会的または経済的秩序の保護にとって、その遵守が重要と考えられる国内規定」とした⁽³⁸⁾。そのような規定についてははっきりしていることは、裁判所は、当該事案の準拠法を決定するために自国の抵触規定を適用せず、また、その内容が法廷地の価値と矛盾していないかを実際に評価することもしないで、当然のこととして、自国の規定を適用するということである⁽³⁹⁾。

2項は、裁判所が法廷地の優越的な強行規定を適用することを許している。Arblade 事件において、EU裁判所も判示したように、共同体内部の関係では、法廷地の強行規定の適用は、域内市場の基本的な自由と一致していなければならない⁽⁴⁰⁾。

1項は、外国の強行規定について述べている。その場合には、裁判所は、事案との密接な関係が存在する場合には、その規定の性質、目的およびそれを適用した結果に従って、かなりの裁量権をもつ。ローマ条約では、ドイツ、ルクセンブルクおよび連合王国が、外国強行規定に関連して、7条1項の適用を留保する権利を行使している。しかし、委員会は、書面による意見照会における回答の多数と同様に、この可能性を排除する何らの理由もないと考える。なぜならば、外国強行規定を参照することは、今までのところ、まったく例外にとどまってきたからである。

五
二

13条 安全および行動規定

指定された法が損害を引き起こした事実の発生地国法でない場合、規則案13条は、裁判所が、当該事実の発生地において、その当時効力を有した安全および行動に関する規定を

考慮することを要求している。この規定は、交通事故（7条）および製造物責任（9条）に関するハーグ条約の対応する規定を基礎にしている。類似の原則は、明示的な制定法上の規定か、または判例において、ほとんどすべての構成国の抵触法システムに存在している。

13条の規定は、加害者は、彼の行為の民事的な結果の準拠法にかかわらず、彼が活動する国で効力を有する安全および行動に関する規定を守らなければならないこと、そしてこれらの規定は、責任を確認する場合にも、考慮されなければならないという事実に基づいている。外国法を考慮することは、それを適用することと同じではない。すなわち、裁判所は、抵触規定によって準拠法となる法しか適用しないが、たとえば、損害賠償の算定のために過失の重大さや行為者の善意または悪意を評価する場合に、事実問題として、別の法を考慮しなければならないのである。

14条 直接請求

14条は、損害を被った者が、責任を負うべき者の保険者に対して直接請求を提起することができるか否かの問題の準拠法を決定する。提案された規定は、問題となる諸利益間に合理的な均衡をもたらす。なぜならば、その規定は、損害を受けた者に選択権を与えることによって彼を保護する一方で、その選択を、保険者が合理的にその適用を予期することができる二つの法、すなわち当該契約外債務の準拠法と保険契約の準拠法に限定しているからである。

いずれにしても、保険者の債務の範囲は、保険契約を規律する法によって決定される。

環境に関する7条におけるのと同様に、本条で用いられる文言の形式は、被害者が選択権を行使しない場合に疑義が生じるおそれを避けるであろう。

15条 代位および多数者の責任

本条は、ローマ条約13条と同じである。

本条は、とくに、保険者と加害者間の関係について、前者が後者に対して代位による請求権を有するか否かを決定するために適用される。

加害者が複数の場合には、本条は、連帯債務者の一人が支払った場合にも適用される。

16条 形式的有効性

16条は、ローマ条約9条に想を得ている。

形式的有効性の概念は、契約外債務の成立では些細な役割しか果たさないが、当事者のいずれかによる一方的な行為の結果として債務が生じる可能性は十分ある。

そのような行為の有効性を促進するために、16条は、ローマ条約9条の方針に沿って択一的な規定を定めている。すなわち、それによれば、その行為は、当該契約外債務を規律する法、またはその行為がなされた国の法の方式要件を満たす場合には、方式上有効であ

る。

17条 証明責任

17条は、ローマ条約14条と同じである。

本条は、契約外債務の準拠法が、契約外債務に関して、法律上の推定を生じせしめ、又は証明責任を決定する規定を含む場合に限り、適用されると規定している。これは、証拠に関する問題が基本的に法廷地法の手続法の問題であるから、有用な規定である。

2項は、16条で定められた法的効果を意図した行為を証明する方法の許容に関するものである。同項は、法的事実の証明を対象とするものではない。その問題は、法廷地法によってカバーされる。法廷地法と当該行為の方式の準拠法の選択的適用を定める、ローマ条約14条2項の非常に柔軟なシステムは、ここでも用いられている。

18条 国家の領域の擬制 (assimilation)

18条は、規則案の抵触規定中の一つまたは複数の連結素が領域主権に服さない地域に関係している場合に適用される。

2002年5月の書面による意見照会手続において委員会が提案した条文は、特別な抵触規定を含んでいた。この規定の困難の一つは、関連する状況が多様であるという点にあった。すなわち、単一の規定だけで、公海上の船舶間の衝突、航行中の航空機内における電気装置の爆発あるいは交渉の決裂、海上の船舶による汚染等の立場を適切にカバーできるとは確信できない。

委員会が受け取った回答は、提案された規定が残念なほど容易に便宜旗国法を指定することになり、それは共同体の政策のより一般的な目的に反することになるであろうということを感じさせた。多数の回答は、衝突のケースにおけるように、複数の法が潜在的に関連する場合に、単に最も密接な関係の原則を参照するという規定によって付加される価値に疑問を提起した。

この場合に特別規定を導入するよりもむしろ、18条は、「国家の領域」の定義を提案している。この解決は、一つまたは複数の連結素がいずれの主権にも服さない地域にある場合には、規則案の種々の抵触規定によって、異なる諸利益間に合理的な均衡をもたらす必要性を基礎にしている。したがって、3条の一般規定および特別抵触規定が適用される。

提案された条文の定義は、不法行為から生じる債務に関する抵触法についてのオランダ法(2001年4月11日)の1条に想を得ている。

五
〇

19条 常居所の擬制

本条は、会社およびその他の法人または法人格のない団体、および自由業または自営で営業活動を行っている自然人についての常居所の概念を扱っている。

一般に、本規則案は、次の事実によって、「ブリュッセル I」規則とは区別される。すな

わち、抵触問題において一般に受け入れられている解決に従って、ここで用いられている基準は、住所ではなく、より柔軟な常居所の基準であるという点である。

会社およびその他の法人または法人格のない団体に関しては、「ブリュッセルI」規則60条の択一的な規定を単純に引き継ぐことは、それによれば、法人の住所はその登録された営業所、その管理の中心またはその主たる営業所のいずれにも認められるが、それは準拠法を適切に予見可能とはしないであろう。

したがって、19条1項は、会社およびその他の法人または法人格のない団体の主たる営業所がその常居所とみなされると規定している。しかし、1項の2文は、子会社、支店もしくはその他の営業所の業務において、損害を引き起こした事実が発生し、又は損害が生じたときは、その営業所が常居所に代わるとしている。「ブリュッセルI」規則5条5項と同様に、この目的は、当事者の正当な期待を尊重することである。

2項は、自由業または自営で営業活動を行っている自然人の常居所を決定している。そのような自然人については、職業上の営業所が常居所として働く。

20条 反致の排除

本条は、ローマ条約15条と一致している。

本規則案における抵触規定のための主たる着想である法的安定性の目的を危険にさらすことを避けるために、20条は反致を排除している。結果として、統一的な抵触規定の下で指定される法は、たとえそのようにして指定された法が第三国の法であったとしても、指定されるのはその法の実質規定であって、国際私法の規定ではないということを意味している。

21条 不統一法国

本条は、ローマ条約19条と一致している。

統一規定は、一つの国家の中に複数の法システムが並存する場合にも適用される。一つの国家がそれぞれ固有の法規則を有する複数の領域を有する場合には、国際私法のためには、それぞれの領域が一つの国とみなされる。そのような国の例は、連合王国、カナダ、合衆国およびオーストラリアである。たとえば、損害がスコットランドで発生したときは、3条1項によって指定される法はスコットランド法である。

22条 法廷地の公の政策

本条は、公序の例外の手法に関するローマ条約16条に一致している。ローマ条約と同様、本条も、国内法の意味における公序よりも限定的な概念である、国際私法の意味における国家の公序に関するものである。「法廷地の」という文言は、単にある国の国内法に由来する国際私法上の意味における公序の規定を、共同体法から生じるそれと区別するために付加されたものである。後者については、23条の特別規定が適用される。

公序の例外の手法は、ある事件における外国法の適用が法廷地の公序に反する場合に、裁判所が、抵触規定によって指定された外国法の規定を適用せずに、法廷地法をそれに置き換えることを許すものである。これは、優越的な強行規定とは区別される。すなわち、後者の場合には、裁判所は、まず外国法の内容を見ることなく、自動的に法廷地法を適用する。法廷地の公序に「明らかに」反するという文言は、公序の例外の使用が例外的でなければならないことを意味している。

あるブリュッセル条約の事例で、EU裁判所は、公序の概念は依然として国内的な概念であり、「本裁判所は締約国の公序の内容を定義することはできない」、しかしそれでもなお、本裁判所は「締約国の裁判所が他の締約国の判決の承認を拒否するためにその概念に頼ることができる限界について審理を」しなければならない、と判示している⁽⁴¹⁾。

23条 共同体法の他の規定との関係

1項は、条約および派生立法の中に見出すことができる、特定の問題に関する特別な抵触規定、共同体の強行規定および共同体の公序の例外を伴う国際私法の伝統的な手法に言及している。

2項は、さらに個別的に、一般に「相互承認」および「本源国管理(home-country control)」原則として知られる、物およびサービスの自由移動に関する域内市場の特別な原則に言及している。

24条 非補償的な(non-compensatory)損害賠償

24条は、23条1項の第3インデントに規定された共同体の公序の例外についての特別規定の形式による実質的な適用である。

書面による意見照会では、多くの回答が、被った損害の補償を意図していない損害賠償を定めている第三国の法を適用するという考えに懸念を表明していた。ドイツのEGBGB 40条3項がそうであるように、法廷地の公序の例外を適用するよりもむしろ特別規定を採用するほうがより望ましいとの見解が示唆された。

したがって、24条の趣旨は、この規則によって指定される法の規定が、懲罰的損害賠償のように、非補償的な損害賠償を認めるという効果をもつ場合には、その適用は共同体の公序に反するということである。

ここで用いられている文言は、特定の法システムにあまりに不正確に結びつけられてしまう技術的な法律用語というよりもむしろ記述的である。すなわち、補償的な損害賠償は、被害者が受けた、または将来彼が受ける可能性のある損害を補償するためのものである。非補償的な損害賠償は、懲罰的または抑止的な機能に役立つものである。

25条 既存の国際条約との関係

25条は、構成国が、この規則が採択された時に当事国となっている国際条約に定められ

281 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマII）案について

た法選択規則を適用しつづけることを許している。

これらの条約には、道路交通事故に関するハーグ条約(1971年5月4日)、および製造物責任に関するハーグ条約(1973年10月2日)が含まれる。

26条 25条で参照される条約のリスト

25条が適用される条約を特定することを容易にするために、26条は、構成国はそのリストを委員会に通知するものとし、委員会はそれをEU公報で公表することを定めている。また、構成国は、委員会がそのリストを更新できるように、これらの条約の廃棄についても委員会に通知することになっている。

- (1) 1999年10月16日付け議長総括ポイント28ないし39。
- (2) OJ C 12, 15. 1. 2001, p. 1.
- (3) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000, OJ L 12, 16. 1. 2001, p. 1. 同規則は、1968年のブリュッセル条約に替わるものである。同条約については、統合整理された規定がOJ C 27, 26. 1. 1998, p. 1 に公表されている。なお、ブリュッセル条約は、デンマークとそれ以外の構成国との間の関係については、依然として効力を有している。
- (4) 同条約については、種々の加入条約、付属宣言および付属議定書によって修正された規定を整理統合した条文が、OJ C 27, 26. 1. 1998, p. 34 に公表されている。
- (5) OJ C 319, 26 October 1996, p. 1.
- (6) Project No GR/97/051.
- (7) 条文案は、http://www.drt.ucl.ac.be/gedip/gedip_documents.html でアクセスすることが可能である。
- (8) OJ C 19, 23. 1. 1999, p. 1.
- (9) 委員会が受け取った回答は、次のサイトで参照することができる。http://europa.eu.int/comm/justice_home/news/consulting_public/rome_ii/news_summary_rome2_en.html.
- (10) 国際的な裁判管轄についてもこのような構成要素の拡散が考慮されるべきことに関しては、以下の注におけるEU裁判所の判決を参照。
- (11) 連合王国は単一の法システムではないので、15以上のシステムがあることになる。
- (12) Case 21/76 Mines de Potasse d'Alsace [1976] ECR 1735 (1976年11月30日判決)
- (13) OJ C 19, 23. 1. 1999, p. 1.
- (14) OJ C 12, 15. 1. 2001, p. 8.
- (15) Case 34/82 Martin Peters [1983] ECR I-987 (1983年3月22日判決) ; Case C-26/91 Jacob Handte [1992] ECR I-3697 (1992年6月17日判決) ; Case C-334/00 Fonderie Officine Meccaniche Tacconi [2002] ECR I-7357 (2002年9月17日判決)
- (16) 「契約債務の準拠法に関する条約報告書」(Report on the Convention on the law applicable

to contractual obligations), OJ C 282, 31. 10. 1980, p. 1.

- (17) 2条1項
- (18) 22条
- (19) 23条
- (20) 24条
- (21) 27条
- (22) Case C-364/93 *Marinari v. Lloyds Bank* [1995] ECR I-2719 (1995年9月19日判決)
- (23) 「契約債務の準拠法に関する1980年のローマ条約の共同体文書への転換および現代化に関するグリーンペーパー」(Green Paper on converting the Convention of Rome of 1980 on the law applicable to contractual obligations into a Community instrument and its modernisation) ポイント3. 2. 5 参照。
- (24) 「欠陥製造物の責任に関する構成国の法令および行政規則の接近に関する1985年7月25日の理事会指令」(Council Directive 85/374/EEC of 25. 7. 1985 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions on the Member States concerning liability for defective products), OJ L 210, 7. 8. 1985, p. 29. 1999年5月10日の指令1999/34/EC, OJ L 14, 4. 6. 1999, p. 20 により修正。
- (25) たとえば、ローマ空港でフランス製の商品を買ったドイツ人旅行者が、その商品のあるアフリカの国に持っていったところ、それが爆発し、その商品によって負傷したという例が考えられる。
- (26) フィンランド、フランス、ルクセンブルク、オランダ、スペインである。同条約は、ノルウェー、クロアチア、マケドニア、スロベニアおよびユーゴスラビアでも効力を有している。
- (27) 指令 85/374の3条2項。
- (28) 「消費者の利益保護のための差止請求に関する1998年5月19日の欧州議会及び理事会指令」(Parliament and Council Directive 98/27/EC of 19 May 1998 on injunctions for the protection of consumers' interest), OJ L 166, 11. 6. 1998, p. 51.
- (29) Case C-167/2000 *Henkel* (2002年10月1日判決)
- (30) 1992年10月のアムステルダム大会で採択された決議。Revue internationale de la concurrence 1992 (No 168), p. 51. 同決議は、この分野に関する実質法の調和への努力を求めたものでもあった。
- (31) デンマーク、フィンランド、ギリシア、アイルランド(不法行為のプロパー・ロウ理論)、オランダ、スペインおよびスウェーデン。
- (32) しかし、イギリスでも、このルールがプライバシーの侵害にも及ぶか否かについては疑問とする学者がいる。
- (33) Case C-68/93 *Fiona Shevill and others v. Press Alliance SA* [1995] ECR I-415 (1995年3月7日判決)
- (34) OJ C 337 E, 28. 11. 2000, p. 78.
- (35) たとえば、2001年4月11日のオランダ法6条およびドイツ民法施行法42条。

279 契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則（ローマII）案について

- ③6 相続人の決定については被害者の相続準拠法が適用されるのはいうまでもない。これは、主たる請求の先決問題である。
- ③7 ローマ条約12条2項
- ③8 Case C-369/96 and C-376/96 [1999] ECR I-8453 (1999年11月23日判決)
- ③9 これは、22条がもっぱら規定する国際的な公序の例外則である。
- ④0 同判決の31節は次のように判示している。「国家规定が公序立法に分類されるという事実は、それらの規定が条約規定の順守を免れるということを意味しない」、そして「そのような国家立法の基礎にある諸考慮は、条約によって明示的に定められた共同体の自由に対する例外としてののみ、またはそれが適切な場合には、それらの考慮が公益に関する優越的な根拠となるという理由によってのみ、共同体法により顧慮されうる」、と。
- ④1 Case C-38/98 Renault v. Maxicar [2000] ECR I-2973 (2000年5月11日判決)